

【論  
説】

公海および外国領海における船舶の  
法律上の地位と漁業法令適用の限界

飯 田 忠 雄

- 第一 問題の所在——北島丸事件の判決理由が提示した問題
- 第二 擬制としての船舶の領土性
- 第三 旗国主義の法的帰結
- 第四 公海上での漁獵の自由と領海における漁業権の留保——漁業許可と漁業権設定の限界
- 第五 外国領海における漁獵に対する旗国の法的規制の根拠と限界——漁業犯罪の国外犯説に対する批判
- 第六 結語——主張の要約

## 第一 問題の所在——北島丸事件の判決理由が提示した問題

### 一はじめに

さる昭和四一年八月二一日に国後島の距岸三海里以内の海上で犯された第八北島丸の密漁事件は、その漁獵行為の場所がソビエト連邦の事実上占領する海面であり、わが国の統治権の効力を事実上及ぼし得ない海域であるために、このような海域での漁獵行為にわが国の漁業法の適用があるかどうかが争点となつた。それに関連して、いわゆるクナシリ島<sup>(2)</sup>の領海がソビエトの領海であるか否かが問題とされた。この事件は世の注目をあつめたが、その後にも、同種の無許可漁業事件が発生し、これに関する裁判所の見解も必ずしも一致せず、最終的解決のためには、最高裁判所の新判例を待たなければならなかつた。最高裁判所は、いわゆるクナシリ島の領海に關しては判断を示さなかつたが、漁業法、水産資源保護法およびこれに基く都道府県の漁業調整規則に違反する日本国民の行為が、外国の領海においてなされた場合（国外犯）をも処罰するのが前記各法律の趣旨である旨を、説示した<sup>(3)</sup>。

いわゆる北島丸事件は、前記の第八北島丸事件のほか、その後相ついで発生した漁船第一一ゆき丸による小型さけ・ます流し網漁業の無許可営業事件<sup>(4)</sup>および漁船第一二・三光丸によるさけ刺し網漁業の無許可営業事件<sup>(5)</sup>をも含めていわれるものであるが、これらの北方海域の密漁事件は、法律的にみると、国内法と国際法との接点に関する興味深い問題点を多く藏している。しかも、これらの事件についての判決理由に示されたところは、なお検討を要する幾多の問題点を藏していると思われる。とくに、この種の事件においては、公海および外国領海における船

舶の法律上の地位を明確にし、これとの関係において漁業法等の国内法の適用の限界が論ぜられるべきものと思われるが、いずれの判決理由をみてよいのかとを説示したところがみられない。また、諸学者のこの事件に関する論文をみると、この問題を追求したものを見出すことができない。学者の論文をも含めて、最も精密かつ正確に論述せられていると認められるいわゆる第二の北島丸事件における検察官の上告趣意においても、ついにこの問題の追求をみるにいたらない。私は、この問題の解明がなければ、北島丸事件の法律的解決は終了しないと考えるので、この一小文を世に問わんとするものである。まず、問題の所在を明らかにするために、いわゆる北島丸事件の判決理由の分析から始めたいと思う。

(1) 第八北島丸は、北島某名義の動力漁船（九・一四総トン）であり、小型機船底曳網漁業を営むために必要な北海道知事の許可を受けていなかった。被告人等（漁業経営者、漁船乗組員）は、北島丸が無許可漁船であることを知っていたながら、共謀の上、昭和四一年八月二一日にクナンリ島の距岸約二・五海里の海域で、ほたてけた網を投網してはたて目約八〇〇キログラムを採捕した。水揚のため根室港に帰港したところを、現地漁業者の強い取締要請を背景に、第八北島丸の行動を監視中であった北海道庁漁業監視船北斗丸によって検挙され、九月二〇日釧路地方検察庁検察官により起訴された（第一審判決の理由および釧路海上保安部の調査報告による）。

(2) 判決においては、大縮尺海図に記載されている国後島の海岸の低潮線から三海里の幅の線内の海帯をいつものと思われる。しかし、ソビエト連邦は、一九六〇年八月五日付のソビエト連邦国境警備規定（ПОЛОЖЕНИЕ об охране государственной границы Союза Советских Социалистических Республик）第三条において、その領海が大陸島の周囲の最大干潮時の線もしくは内海の外部境界から測り幅十二海里の沿岸水域であることを規定して、次のようにしら……[Статья 3. Прибрежные морские воды шириной в 12 морских миль, исчисляемых от линии наибольшего отлива как на материке, так и вокруг

островов или от линии внешнего предела внутренних морских вод Союза ССР, являются территориальными водами Союза ССР.」(大陸および島の周囲の最大干潮線もしくはソ連邦の内水の外部境界線から測つて幅十二海里の沿岸水域がソ連邦の領海である)。それ故に、いわゆるクナシリ島の領海を、ソビエト連邦の領海と解する説(例、第八北島丸事件第一審における寺沢一教授の鑑定書の見解)によるときは、クナシリ島の領海は三海里ではなく十二海里だということになる。判決理由はこの点については全く無関心である。

(3) 昭和四六年四月二二日最高裁一小法廷判決、いわゆる第二の北島丸事件(二件)の上告審判決、判例時報六二七号、一五頁一三四頁。

(4) 高等裁判所判例集第二二卷六号八九四頁によれば、この事件は、北海道知事の許可を受けないで、昭和四二年一〇月九日夜、動力漁船第一一ゆき丸から、クナシリ島ハツチャウス鼻西沖合約二・五海里附近で、さけを採捕する目的で、流し網五〇反を投入し、翌二〇日午前四時頃までに、右の流し網がハツチャウス鼻西沖合約三・五海里附近に流れてきたのを揚網しきを採捕した行為が、漁業法六六条一項違反(小型さけ・ます流し網漁業の無許可営業罪)に問われたものである。

(5) 高等裁判所判例集第二二卷第六号八六八頁によれば、この事件は、昭和四二年一〇月五日に発生している。クナシリ島ノツテット埼西方約三海里附近の海上において、漁船第一二・三光丸から刺し網約三〇反を投網して刺し網を設置し、これによりさけ約二〇〇尾を採捕したものである。さけ刺し網漁業は、北海道漁業調整規則(昭和三九年一一月一二日北海道規則一三二二号)第三六条により、禁止漁業とされている(漁業権または入漁権に基づく場合に限り禁止が解除される)。

(6) 判例時報六二七号(昭和四六年六月一日号)一八頁一二六頁。

### 一一 いわゆる第一の北島丸事件の判決理由における問題点

いわゆる第一の北島丸事件(第八北島丸事件)における第一審判決理由において、裁判所は、この事件を漁業法の場所的適用範囲に被告人の行為場所が含まれるか否かにより犯罪構成を認定すべきものと解した。そして、漁業

法の場所的適用範囲は、公共用水面およびこれと一体をなす非公共用水面であり、かつそれは「日本国の統治権の現実に行使されうる範囲」（外国の統治権と競合的にしる日本国の統治権が及ぶという意味において公海も含む）と解さねばならないから、漁業法が規定する「一般的禁止の範囲」も、この場所的範囲内でなければならないこと、かつ、日ソ共同宣言の発効後もソ連邦の支配が繼續している南千島のクナシリ島に対しては、日本国の統治権は現実には行使し得ないから、その領海（海岸から三海里内の海面）での無許可操業は犯罪とはならないことを、判示した。かくして、裁判所は、国内法の場所的適用範囲という概念を、国の領域外の場所に導入するとともに、公海はこれに属するが、外国の領海や事实上外国が支配する土地および海はこれに属しないとした。このような見解は、国家の法的支配がその国家の管轄する領域およびその国家の国籍を有する人、船舶、航空機に対してのみ及ぶものであるとする見解と真正面から衝突する。右の第一審判決理由に含まれる最大の問題点は、ここにある。

ところで、漁業法の適用範囲に関して、漁業法は「公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない」<sup>(2)</sup>が、「公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する」と規定する。<sup>(3)</sup>この規定は、公共の用に供しない私有水面は、原則として漁業法の適用外であることを示したにすぎないものと解すべき理由がある。現行漁業法の制定当時の水産庁の同法立案担当課の見解では、漁業法の「適用範囲は旧法と同じである」<sup>(5)</sup>とされている。そして、旧漁業法（明治四三年法律五八号）の適用範囲は、旧々漁業法（明治三四年法律三四号）第一条「私有水面ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ適用セス」とあつたのを受けついだものであるからである。<sup>(7)</sup>それ故、漁業法の立法の沿革的解釈からは、

右の判決理由の説示のように、公共用水面およびこれと一体をなす非公共用水面を以て、漁業法の場所的適用範囲であると解することは、誤りであるということになる。<sup>(8)</sup> それでは、漁業法の客観的解釈として、漁業法の場所的適用範囲を公共用水面またはこれと連接一体をなす非公共用水面とし、このような水面は日本国の統治権が現実に及ぶ範囲（公海上も含む）に限られるとすることは、正しいであろうか。領海及び接続水域に関する条約によれば、<sup>(9)</sup> 国の主権は、領土、内水、領海および領海の上空ならびに領海の海底およびその下に及ぶものとされる。また、公海に関する条約によれば「公海は、すべての国民に開放されているので、いかなる国も、公海のいづれかの部分をその主権の下におくことを有効に主張することができない」とされ、公海の自由には漁獲の自由が含まれると規定されている。<sup>(10)</sup> それ故、各国は、自國の国籍を有する船舶について管轄権および規制の権利義務を有するが、公海においてその国の統治権を場所的に行使しうると解することには、疑問があるといわねばならない。また、外国の領海にある自國船舶に対し旗国が管轄権および裁判管轄権を有することは、船舶の無害通航権および船内犯罪について沿岸国の当局への船長または旗国の領事の援助要請ができる旨の規定があることなどからも論証しうるのではないか。<sup>(11)</sup> このようにみてくるとき、漁業法の場所的適用範囲を「統治権が現実に及ぶ範囲」とし、それに公海が含まれるが外国の事実上排他的に支配する海域（領海を主とする）は含まれないと解することは、矛盾論法を含むことになるであろう。何故なれば、国家の統治権は、国家の主権の範囲を越えて行使することは許されないし、したがって、公海上に場所的に統治権が及ぶと解することは、この国際法上の原理・原則に反することであるからである。国家は、公海上にある自國の船舶について、その管轄権、裁判管轄権および規制の権利と義務を有するとい

う意味で、公海上にある自国の船舶である漁船に統治権が及ぶと解するのであるならば、国家主権の範囲内のことであるから問題はない。しかし、このことは、公海を場所的に国内法支配の場とすることではないのである。<sup>(16)</sup>この法理は、公海のみならず、外国の領海および内水においても、その外国の国家主権を侵さない限りにおいて通用する。すなわち、外国の領海または内水にある自国の船舶に対する管轄権と裁判管轄権とが、その船舶の旗国にも留保されていることは、外国の主権を侵害することにはならないから、過去においても今日においても、これを否定する先例および学説を発見することはできない。それ故、外国領海を国内法支配の場とすることは法理論上許されないが、外国領海にある自国船舶に対し、管轄権の範囲内において自国の国内法の支配を及ぼすことは、國際法上も認められていると解される。

このようにみてくると、漁業法がわが国の領域外での海上における漁獵の規制をも目的としていることから考えて「公共用水面およびこれと連接一体を成す非公共用水面」の範囲を「日本国の統治権内の水面」に限られると解することは、正しくないといわなければならないであろう。日本国の統治権内の水面というのは、日本国の主権が及ぶ範囲内の水面すなわち日本国の領海、内水に限られなければならないからである。したがつて、漁業法にいう「公共用水面およびそれと一体を成す非公共用水面」とは、客観的解釈からしても、沿革的解釈が示すように「公共の用に供しない私有水面以外の水面」をいうものと解するのが正当な解釈であるということになるであろう。

次に、第一審判決理由書において提出された第二の問題点は、沿岸漁業の一般禁止の場所的適用範囲は、沿岸漁業の操業海域とみなされる海面に限られるから、外国の領海または外国が事实上支配する海域には禁止の効力は及

ばないと解していることである。この見解は、結局は法の適用範囲を空間的地域的にのみ認め、属人的適用もしくは旗国主義的適用を排除することになる点で、問題があることになるのである。すなわち、漁船ごとに北海道知事の許可を受けないで沿岸漁業である小型機船底曳網漁業を經營することを一般的に禁止していることは、このような無許可の沿岸漁業を日本国の領域（具体的には北海道の区域）において經營することを禁止したもので、その目的は、終局的には水産資源の枯渇の防止にあるが、手段的には漁船の数と漁法の制限をすることにあるのであり、沿岸漁業である小型機船底曳網漁業を日本国（北海道）において經營する者は、その漁獵の場所の如何を問わず、北海道知事の許可を必要とするものである。しかるに、右の判決理由は「行政上の目的をもつて制定された漁業法の場所的適用範囲」という概念を定立し、知事の沿岸漁業の許可内容としての操業海域は日本国（北海道）の統治権の現実に行使されうる範囲内の海域に限られ、したがって一般禁止の範囲もこの範囲内の海面に限られるべきだから、事実上外国の実力支配下にある海面（日本国（北海道）の統治権が現実に及んでいない海域）における漁獵行為を内容とする北海道での漁業經營は、北海道知事の許可権限外のことであるとの結論を提示している。このことは、北海道での小型機船底曳網漁業の經營は、漁船ごとに知事の許可を受けなければならないという絶対的法律要件が、事実上の漁獵行為の場所如何という事実問題によつて否定されるとする主張に外ならない。

これをするに、第八北島丸事件の第一審判決が提示した問題点は、一、漁業法の適用範囲に関する主張として、属地主義（領域主義）、属人主義（自國民主義）、国家保護主義または旗国主義は、どの範囲において妥当するか、二、国内法の禁止の効力は、外国領海にある自國船舶に及ばないか、という二点に要約しうるであろう。そして第一審

の判決理由においては、第一の問題については、属地主義の見地からのみ論議を展開し、従つて第二の問題については、全く考慮を払うことがない。

いわゆる第一の北島丸事件の第二審判決は、第一審判決が漁業法による規制範囲をもっぱら属地的に解して「日本國の統治権が現実に及ぶ海面」に限られるとするのを排斥し<sup>(16)</sup>、漁業法の規定する「禁止」は本来属人的な効力を持たせうるものであるから「漁業調整の見地からする一般的禁止の効力が属地的統治の及ぶ範囲内に当然限られる」と見る必要はない<sup>(17)</sup>とした。要するに、第二審の判決理由のいわんとするところは「漁業に関する一般的禁止の効力が及ぶ範囲（公共用水面またはこれと連接一体をなす非公共用水面）」は「日本國の現実に属地的統治を及ぼしうる水面に限られるものでなく<sup>(18)</sup>」「沿岸漁業の事実上可能な全海域が規制の範囲に含まれるとするものが」最も法の目的にかなうことになるから、その海域が外国の支配下にある海域であっても、国内法上の一般禁止の効力が及ぶものであり、その法的根拠は、国内法に本質的な属人の効力に求められるとするものである。

この見解は、漁業法の一般的の禁止の効力は属人主義の支配の下にあるとするもので、日本国民の外国領海における漁獵行為にも漁業法は適用され、いわゆる国外犯として処罰しうるとの法的帰結<sup>(21)</sup>を引き出しているのである。

この事件の上告審は、第二審が判示したところを正当として是認している。<sup>(22)</sup>したがつて最高裁判所は、属人主義説およびその法的帰結である国外犯処罰説を、是認したものと思われる。

国内法が属人主義に従つて日本国民に適用になるという抽象的原則は認められるべき法理であるとしても、国内法の具體的内容についてみると、法規範の性質上、特定の地位にある人に限つて適用になるに止まるものもある

ることに注意しなければならない。わが国の領海外（公海または外国領海）の漁猟についてみると、外国漁船には原則としてわが国の漁業法の適用はなく、したがつてその乗組員にも漁業法の適用はないのであるが、属人主義に基いて漁業法が一般的に適用になるとすると、日本国民であれば漁業法違反となる行為を、外国漁船の乗組員として行なうことを、一般的に禁止するものであると解して、いることになる。特別の禁止規定がある場合はともかくとして、そうでないのに、漁船の合法的な漁猟行為について乗組員がその国籍の故にその行為の違法性を追求されることは、一種の矛盾論法に陥るものではなかろうか。このことは、一大問題点たるを失なわないであろう。

(1) 下級裁判所刑事裁判例集第一〇巻（昭和四三年度）三〇六頁以下三一七頁まで、昭和四三年三月二九日釧路地裁判決

(2) 漁業法三条、水産資源保護法二条

(3) 漁業法四条、水産資源保護法三条

(4) 水産庁漁政部経済課

(5) 水産庁経済課編・漁業制度の改革・二五一頁

(6) 旧漁業法（明治四三年法律五八号）二条、三条参照

(7) これは、官有地取扱規則（明治二三年勅令二七六号）、公有水面埋立及使用免許取扱方（明治二三年内務省訓令三六号）等に由来すると解せられる。

(8) 第一二・三光丸被告事件における検察官の上告趣旨は、「……漁業法三条および水産資源保護法二条は、公共の用に供しない私有水面には原則として同法を適用しない旨を定めているにすぎず、同法の場所的適用範囲に関して、いわばその内延的限界を示すにとどまるものであり、漁業法四条および水産資源保護法三条は、かかる私有水面であつても、それが公共用水面と連接一体をなすものについては、例外として同法を適用することを定めているにすぎないのである。したがつて、右規定は漁

業法および水産資源保護法の場所的適用範囲そのものを定めているいるものではなく……」（判例時報六二七号一二二頁下段）

(8) 一九五八年四月二九日ジユネーブで作成された。昭和四三年六月二一日条約一号を以て公布された。

(9) 領海条約一条・二条参照。

(10) 一九五八年四月二九日ジユネーブで作成された。昭和四三年六月二一日条約一〇号。

(11) 公海条約二条

(12) 公海条約五条一項参照

(13) 領海条約一四条

(14) 領海条約一九条一項C号

(15) 水産庁経済課編、漁業制度の改革、一五四頁に於て、「公海に対するは、法の属人的効力によって、公海内での日本人の漁業に対する漁業法はもちろん適用される。……公海に漁業権を設定してももちろん差支えない。但しその効力は日本人に対してであり、外国人に対するは物權的効力を主張し得ない。」と述べられているが、この記述は不正確である。公海上においては、日本国の漁業法は、日本国管轄下にある船舶に乗っている人およびその船舶によつて漁業を經營する人に適用になるのであって、公海上にあるすべての日本人に適用になるかどうか、特に外国漁船に乗組んでいる日本人に適用になるかどうかは、検討を要することであろう。

(16) 高等裁判所刑事判例集二一卷五号六五七頁

(17) 前掲高裁判刑集同巻同頁

(18) 前掲高裁判刑集二一卷六五九頁

(19) 前掲高裁判刑集二一卷六五九頁

(20) 前掲高裁判刑集二一卷六五八頁

(21) 前掲高裁判集二一巻六六〇頁には、国外犯として処罰するとの文言はないが、漁業法は属人的に日本国民の国外漁獵に適用になるととの前提の上に、原判決を破棄し自判して有罪を言渡しているのであるから、結局、日本国民の国外犯として処罰しているものと解されるのである。

(22) 昭和四五年九月三〇日最高裁決定、判例時報六〇六号（昭四五年一一月一日号）一三頁一一六頁

(23) 判例時報六〇六号一四頁下段

(24) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭三八・一・二二農林省令五号）一〇二条の四……「赤道以北の太平洋の海域においては、農林大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶において、さけ又はますの採捕に従事してはならない。」右の省令一〇二条の四違反には、同省令一〇六条（罰則）によつて、二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又はその併科が定められている。

右の農林省令の規定は、外国船舶に乗組んでの漁獵を禁止している事例であるが、これは、特別の海域について規定されたものであつて、一般的に外国漁船に乗組む日本国民に対する漁業法を適用することを規定したものではない。むしろ、この規定のあることは、外国漁船に乗組む日本国民の漁獵行為は、外国漁船の行為として取扱うのを原則とするのを認めたものといふのでなかろうか。検討を要するところであろう。

### 三 いわゆる第二の北島丸事件の判決理由における問題点

いわゆる第二の北島丸事件の第一審判決理由は、漁業法の行政規制はわが國領海（属地的に統治する水面）および公海（属人的に統治権の実力を行使しうる海域）に限つて及ぼし得るものであり、<sup>(2)</sup>外國領海にはわが国は属人的にも統治権を行はし得ないから條約に基く場合の外は漁業調整上の規制を及ぼし得ないこと、<sup>(3)</sup>したがつて、外國領海における漁業法および水産資源保護法違反の罪は構成要件を欠くものであると説示している。<sup>(4)</sup>

第一審判決理由は、漁業法の場所的適用範囲は原則としてわが国の領海および公海に限られ、外国の領海はこれに含まれないこと<sup>(5)</sup>、および、漁業法の場所的適用範囲を限定する公共用水面またはこれと連接一体をなす非公共用水面は構成要件要素と解すべきこと<sup>(6)</sup>、したがつて外国領海と同様の海域における漁獵は、わが漁業法等による規制のわく外にあるから犯罪とならないと説示している。

右のいわゆる第一の北島丸事件の第一審および第二審の判決理由とするところは、結局のところ第一の北島丸事件の第一審判決理由と同一の見解に立つものであると思われる。したがつて、第一の北島丸事件の第一審判決に対する批判は、すべて第二の北島丸事件<sup>(8)</sup>といわれる二つの事件の第一審・第二審の判決理由にそのまま及ぼし得るものである。

ところで、ここに一つ問題としなければならないことがある。それは、北海道海面漁業調整規則違反に問われた第一二・三光丸は、さけ刺し網漁業を漁業権・入漁権に基づかないで営んだものであることである。さけ刺し網漁業は、さけを漁網の網目に突っ込ませてその自由を奪い捕獲する漁法であり、その網を、さけ刺網という。網の敷設は、必要な網を数十反つなぎ合わせ長さ数海里に達するものを海底に垂直に沈め、両端を「いかり」をもつて固定し、また浮子樽をつけて網の位置を示すものである。それは、漁業法第六条第三項にいう「北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの」で「漁具を定置して営む漁業（定置漁業）または同条第五項二号にいう「網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で定置漁業および内水面漁業以外のもの（第二種共同漁業）に該当すると解されるものである。その漁業は、いづれにせよ漁業権漁業と解されるものであるから、都道府県知事に申請して漁業

権の免許を受けなければならないと解すべきものである。<sup>(9)</sup> それ故、北海道海面漁業調整規則は、さけ刺し網漁業を一般的に禁止しながら、漁業権、入漁権に基づく場合を除外したものと思われる。

右のように解するときは、さけ刺し網漁業は、漁業権に基づく漁業であるから、都道府県知事の免許なくしては経営し得ないものである。ところが漁業法第九条は、定置漁業、区画漁業については漁業権、入漁権に基かないものを禁止したが、共同漁業についてはこのことを規定していない。したがって、さけ刺し網漁業を共同漁業と解する立場からは、漁業権または入漁権に基かないでこの漁業を営むことを一般的に禁止する旨の規定を、漁業調整規則の中で設けたものと思われる。ということは、北海道海面漁業調整規則三六条は、同条に列記して掲げる各漁業を、漁業権の免許を必要とする漁業としたと解さなければならぬとの法的帰結に達せざるを得ないことを意味する。そこで問題となるのは、都道府県知事の免許しうる漁業権の内容としての漁場の範囲が国外海域にまで及びうるかということである。この問題について、第一審においても第二審においても全く顧みられなかつた。私はかつてこの問題を指摘したが、その後の裁判においても、この問題の論議は全くなされていない。

それはさておき、上述の第二の北島丸事件の第一審判決は、検察官の上告趣意によつて批判された。すなわち、

漁業法ならびに水産資源保護法は外国領海において漁業を営む日本国民に属人的に適用になること。<sup>(11)</sup> 北海道海面漁業調整規則の適用範囲は、漁業調整を必要とする海面であり、外国の主権を侵害しない規制措置（例、漁業の一般的の禁止）については、外国領海にも及ぶと解するのが立法目的に合致すること、を主張するとともに、原判決の判断の誤りについて指摘した。<sup>(12)</sup>

最高裁判所は、原判決および第一審判決を破棄し、事件を釧路地方裁判所に差し戻したが、その理由とするところは、「漁業禁止の規定およびその罰則は、わが国領海における漁業および公海における日本国民の漁業に適用がある」ほか、「これら（の領海または公海）と連接して一体をなす外国の領海において日本国民がした（漁業法令）違反の行為（国外犯）をも处罚する旨を定めたものと解すべきである」<sup>(13)</sup> というにあった。これは、最高裁判所の新判例である。漁業法令の罰則がわが国の領海外における日本国民の漁業についての国外犯处罚規定であると解するものであるが、そうすると、使用漁船が日本船舶であると否とを問わないこととなる。使用漁船が外国船舶である場合には、日本国民である漁業経営者が外国漁船を使用して漁業を営む場合、および日本国民である行為者が外国人漁業経営者の漁船に乗組んで漁獵行為に従事する場合がある。国外犯として处罚するのは、前者の場合を指すのか後者の場合をも含むのか必ずしも明らかでないが、判决理由の文言からは、両者の場合を含むと解される。指定漁業の許可及び取締り等に関する農林省令第一〇二条の四の規定<sup>(14)</sup>のような特則がある場合は別として、一般的に漁業法令が日本国民の国外犯处罚を予定していると解することには問題があると思われる。

さらに、この度の最高裁判所の判例は、従来の大審院判例が、わが国の領海外（公海）における漁業法令違反について、属地主義の支配下にあるものと解し、日本船舶内の犯罪（国内犯）として刑法一条二項および八条本文の適用をうけるとしていたのを排斥しているのである。したがつて、この点についても問題を提起していることになる。

そこでは、船舶の領土性の概念について検討を加え、次いで漁業犯罪の国外犯説に対する検討を加える準備的

研究として旗国主義の国内法的帰結を追求することが必要となる。

- (1) 昭和四四年四月二一日釧路地裁判決、高等裁判所刑事判例集一二卷六号八六七頁から八七五頁まで、および八九四頁から九〇一頁まで。
- (2) 右高裁判刑事判例集一二卷六号八七〇頁および八九七頁
- (3) 右高裁判刑集一二卷六号八七一頁および八九八頁
- (4) 右高裁判刑集一二卷六号八七二頁および八九八頁
- (5) 高等裁判所刑事判例集一二卷六号八四六頁および八七五頁
- (6) 右高裁判刑集一二卷八四九頁、八七七頁
- (7) 右高裁判刑集一二卷八五五頁、八八二頁
- (8) 第一一ゆき丸による漁業法違反被告事件および第一一二・三光丸による北海道海面漁業調整規則違反被告事件
- (9) 漁業法一〇条
- (10) 判例時報五八〇号七頁、判例時報五九四号一〇頁。
- (11) その論証として「ニュージーランド周辺の海域における漁業の取締りに関する省令」(昭四二・七・一九農省令三三三号)の第三条および同省令の罰則一九条一号を挙げている。同省令第三条「ニュージーランドの沿岸の基線から十二海里以内の海域においては、船舶により漁業を営んではならない。ただし、農林大臣の承認を受けて、昭和四五年一二月三一日までの間規制水域において底はえなわ漁業を営む場合はこの限りでない。」この省令の規定は、ニュージーランドの沿岸基線から一二海里以内におけるすべての漁業を一般的に禁止しているとともに、沿岸基線から六海里以上一二海里以内の水域(規制水域)については農林大臣が底はえなわ漁業を許可しうることを明らかにして、漁業許可の範囲と一般的禁止の範囲とが異なることを示している。さらにまた、ニュージーランド領海における船舶による漁業經營を处罚する(同省令一九条一号)。しかもこの

罰則は、日本国とニュージーランドとの間の漁業に関する協定（昭四三・七・一七条約一六号）を根拠とするものではなく、漁業法、水産資源保護法の委任に基づくものなのである。

(12) 上告趣意において指摘された原判決の判断の誤りは、(イ) 公共用水面またはこれと連接一体をなす非公共用水面の意義の解釈について、(ロ) 國際法上外国領海に立ち入って適法に漁業を行ない得ないことをとらえて、そのことから直ちに事実上も操業が不可能であると速断していること、(ハ) 許可の場所的範囲と一般的禁止の場所的範囲とを同一でなければならないとしていること、(ニ) 法令の適用範囲と具体的な取り締査権限の行使の範囲とを同一視していること、(ホ) 漁業法六五条一項一号、水産資源保護法四条一項一号は行政機関の権限の及ぶ地域以外には効力を有しないとしていること、にある。判例時報六二七号二〇頁以下参照。

(13) 昭和四六年四月二二日最高裁判決、判例時報六二七号一七頁。

(14) 前掲二における注24 参照。

(15) 昭和四年六月一七日大審院判決、大審院刑事判例集八卷七号三五七頁以下、昭和七年七月二二日大審院判決、大審院刑事判例集一一卷一四号一一三三頁以下。

## 第二 摶制としての船舶の領土性

### 一 船舶の領土性主義とその撃制性

上述したように、最高裁判所の判例は、日本漁船による漁業法違反を国外犯として処罰すべきものとしたが、從来の大審院判例<sup>(1)</sup>は、これを国内犯として把握すべきものとしていた。すなわち、日本船舶によつて行なわれたことは、日本船舶内において罪を犯したものということができるからであるというのである。<sup>(2)(3)</sup>

公海および外国領海における船舶の法律上の地位と漁業法令適用の限界（飯田）

(三六三) 一七

ところで、わが国の現行刑法第一条第二項には、「行為地法には関係なく」という文言を有しないが、当然外国の領域内にある日本船舶または日本航空機内における犯罪に対し、行為地である外国の法律には関係なく、日本国刑法を適用するの意義ることは、疑問のないところであろう。そこで、大審院判例のとる理論によるときは、外国の領海内における日本漁船による漁獵行為は、日本船舶内における行為であるし、その外国の法律には無関係に、日本国刑法が適用になるから、刑法第八条本文により、漁業法令の適用もあることになる。<sup>(4)</sup> この大審院判例の立場は、刑法第一条第二項の規定を「船舶の領土性」の理論すなわち属地主義の原理の支配下にあるとする見解によつているものと思われる。

船舶の領土性の理論といふのは「船舶は浮べる船舶所属国的一部分であること、およびそれ故に、船舶はその國の領土の継続または延長である」とするものである。コロンボスによれば、この主張は、擬制もしくは比喩に基づくものであり、それがあらわれてゐる最初の文献は、一七五一年におけるプロシアの法律家による題材の説明で、イギリスの敵産を運送中のプロシア船舶からの財産没収を正当化するための論拠としてなされたものであるといふ。<sup>(5)</sup> その主張は「プロシア船舶は、イギリスの敵の財産を積んでいようとも中立の場所であるから、その船舶からの右のような財産の取得は、中立国の領土においてそれを取得したことには該当する」という論拠に基づくものであったと伝えられている。

しかしながら、船舶の領土性の思想の文献上のあるわれは、コロンボスが指摘したプロシアの法律家の説明よりも、数世紀遡ることができる。イギリスにおける、一五三六年の海賊および海上強盗の処罰に関する条令(ヘンリー

八世二八年一五号条令)に、海上犯罪の処罰を、王国内の場所で犯されたものと同様に、王国内の場所において普通法によって裁判する旨の規定がなされているからである。<sup>(6)</sup> このヘンリー八世二八年の条令は、海上犯罪をイングランドにおいて犯された行為と擬制して属地主義の原則の支配することを規定するものである。したがって、結局はイギリス船舶の領土性を認めるに等しいことになる。また、一六九八年のウイリアム三世一一年の制定法七号は、<sup>(7)</sup> イギリス臣民の海賊行為の裁判をイギリスの植民地または統治領において普通法に基いてなしうるものとしたが、これもまた属地主義の原則の制約の下での擬制をとっているものと解すべきであろう。もっともイギリスの海事法学者や国際法学者が早くから船舶の領土性の理論を否定し「イギリスの海事法学の基本的な主張は、公海上にある船舶は、国家のいかなる領土の部分も構成しない」ということである<sup>(8)</sup>との主張をなして今日に至っていることは、忘れられてはならないことであろう。それにもかかわらず、イギリスの刑法学者が、今日においても、船舶の領土性の擬制を放棄していないことは、ドイツその他の大陸法系の刑法学者と同様である。

## 二 擬制としての船舶の領土性説の否定

船舶の領土性の理論が、刑法学説を根拠づけるに役立つ判例として、常設国際司法裁判所によつて提示されたのは、一九二七年のローツス号事件の判例においてであった。しかしこの判例は、裁判長のキャステイング・ボートによつて到達されたものにすぎないものである。また、右の常設国際司法裁判所の判例は、国家の裁判権行使の場所的限界と法令適用の場所的限界とを区別して、公海上で発生した事件についても、自国の刑法を適用して裁判の対象とができる旨を示したものであつて、旗国主義の支配を否定したにすぎないものである。<sup>(12)</sup> ところで、

公海に関する条約第一一条は、公海上の船舶衝突事件についての刑事責任の追求を旗国主義の支配下に置いた。これによつて、ローツス号事件の判例は、国際法上変更されたと解せられる。したがつて、今日では、ローツス号事件の判例を根拠として、船舶の領土性を根拠づけることは適当でないといわねばならない。

各国の刑法学者の「船舶の領土性」についての主張にもかかわらず、船舶が国家のいかなる領土の部分をも構成しないことは、沿岸国の法律に違反した外国船舶（軍艦を除く）が公海上にまで追跡され、港に連行され得ること、自国の港内にある外国商船に治外法権の特典を否認するという点で各国の制度が一致していること<sup>(13)</sup>、さらに一般的にいって、いつれの国家にも適用される制度のいずれにおいても、船舶の領土性の主張は、その船舶が外国の港または領海に入るときには、否定され支持されないということからみて、承認せざるを得ないことではなかろうか。

船舶が船籍国の法律に服従すべき理由は、公海に関する条約の条項に示されているような実際的な理由であつて、領土性の擬制を借用することは、不必要的ものである。そればかりでなく、このよだな擬制は、その論理的結論を追求されるとき、説明のつかないことになつてしまふであろう。船舶が領土性を有するならば、平時において沿岸国によるその領海における外国船舶に対する裁判権の行使は許されないことになるであろうし、また、戦時における公海上での一般に承認されている臨検の権利<sup>(14)</sup>も否定しなければならないことになるであろうからである。

公海に関する条約によれば、国家は、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録および自国の国旗を掲揚する権利に関する条件を定めるものとされている。船舶の国籍は、その船舶が掲揚する権利を有する国旗の国に属するものとされる。<sup>(15)</sup>このことは、公海に関する条約によつて新設されたものではなく、国際慣習法とし

て確立された原則であった。そして、旗国には、その旗を掲揚する船舶に対する行政上、技術上および社会上の事項について有効に管轄権を行使し、および有効に規制を行なう義務があるものとされている。<sup>(20)</sup>したがつて、船舶とその船舶が国籍を取得した国家との間には、コロンボスの指摘するように、船舶を旗国の法令の支配下に置くことを、国籍取得によつて納得させるという本質的な結合が存在するのである。国家にとって、船舶は一個の動かし得る財産ではあつても、領土、領空、領海のいづれでもない。船舶が公海上にある間、旗国の権能による統制以外には、如何なる統制からも独立していることは、普遍的に認められている国際法の原則であるが、それは、船舶が國家領域の延長であるからではない。それは、公海自由の原則と旗国主義の原則に基づくものなのである。それ故に、船舶内での出来事に旗国の法律を適用する根拠を説明するために、領土性の擬制を借用することは必要であるのみならず、理論的混迷を生ずる原因となる。<sup>(21)(22)</sup>したがつて、船舶の領土性の主張は棄却されるべきものであろう。<sup>(23)</sup>船舶の領土性の擬制を排除すべきものとすると、刑法第一条第二項の規定の立法根拠をどこに求めるべきかが問題となるであろう。

(1) 昭和四年六月一七日大審院判決、大審院刑事判例集八巻七号三五七頁以下、昭和七年七月二一日大審院判決、大審院刑事判例集一一巻一四号一二三頁以下。

(2) 大審院刑事判例集八巻七号三六四頁……「……領海外に於ても帝国は帝國臣民に対し或行為を命令し又は禁止することを得るは国民に対する国家主権の性質上当然なりと言ふべく……帝国外に在る帝國船舶内に於て罪を犯したる者に付ても亦帝国内において罪を犯したる者と同じく帝國刑法を適用すべきものなるを以て……本件の犯罪は帝國船舶によりて行なわれたるものにして帝國船舶内に於て罪を犯したものと言うことを得ればなり……」

(3) 大審院刑事判例集一卷一四号一一一七頁……「帝国外に在る船舶内の行為は刑罰法規の適用上帝国内に於ける行為と同一視すべきものなれば……帝国に船籍を有する機船に依り帝国の領海外に於て底曳網漁業をなすものに対しても……漁業取締規則を適用するを当然なりとす……」

(4) 大審院判例およびわが国の通説は、犯罪構成事実の一部分が国内にあるときは、その犯罪は国内で犯されたものと解している。例えば、横浜港内に碇泊中のドイツ船に油紙の積み込みをするあたりなされた過失行為が原因でその船が香港近くの公海上を航行中に出火した事件について、これを国内犯としてわが国の刑法を適用した判例（大審院判決明治四四年六月一六日、大審院刑事判決録一七輯一二〇一頁）がある。このような考え方と船舶の領土性理論が結合することによって、日本船舶を使用してする犯罪行為は、すべて国内犯になる。また、日本船舶と外国船舶との衝突事件も、犯罪を構成する結果が日本船舶内に発生する限りに、国内犯としてわが刑法の適用があるということになる。実務上の取扱としても、昭和四一年五月二六日に発生したアメリカ船アリゾナ号と汽船明興丸との衝突事件について、公海に関する条約一条を根拠に、アリゾナ号に対する刑事裁判管轄権を日本国が有しないことを確認するまでは、この種の衝突事件を国内犯として処理してきている。

(5) 船舶の領土性についての擬制について、C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. pp. 285-286. 「……船舶は、浮べる船舶所属国的一部分であること、およびそれ故に船舶はその國の領土の継続または延長であるところ」とが、論ぜられてきている。この主張は、擬制もしくは比喩に基くものである。これについてウエストレークは、「公海上において、国旗によつて船舶に表示された領土的性質は、擬制であつて、それが裁判管轄権のために的確であるのは、擬制が常に的確であり得るというに等しい」(Westlake, *International Law*, 2nd ed. Vol. I, p. 179)と述べている。それは、最初は、一七年にプロシアの法律家によつて、例えばイギリスの債権者達に対すると同様にシレシア人への貸与物の没収を正当化するために準備された「題材の説明」中にならわれていると思われるが、それは、「プロシアの船舶は、イギリスの敵に属する財産を積んでいたといふのも、中立の場所であった。それ故、上述の船舶からかような財産を得たことは、中立國の領土においてそ

れを得たと、全く同じいふやあらじふうじんだり」というふうに論拠に基くものであった。その説明は、「悪法の歸屬所」(Hall, A Treatise on International Law, 8th ed. p. 302) による言葉にびたりとするものであつたが、コソノラーム・マーレンにやがてのせむ當時の確立された国際慣習に合致するといふの中立国船舶内の敵貨物を捕獲するイギリス軍艦の権利を否定するためのいかなる証拠をも挙げてしなし。

(6) 一五三六年の「海賊および海上強盗の処罰に関する条例」(ヘンリー八世一八年一五号条令 28 Hen. 8. c. 15.) 第一条は、海上において犯されたあらゆる犯罪は、国王の委任の下に慣習法(ロモン・ロー)によつて裁判されるといふ。今後、海中、海上……において犯されるあらゆる叛逆罪、重罪、強盗罪、殺人罪および共犯は、あたかもかよな犯罪が陸上で犯されたと同様に……王国内における……場所において、……裁判され……の国の法令の共通の手続をもんで、かよな犯罪を審問しかつ判決するよう指令されねどとある。規定し、海上犯罪について、属地主義をとることを明らかにしている(飯田忠雄・海賊行為の法律的研究四〇五頁参照)。なおイギリス法における海上犯罪に対する属地主義の支配について、前掲、海賊行為の法律的研究七三頁以下を参照)。

(7) 飯田忠雄・海賊行為の法律的研究、四〇六頁以降。

(8) 飯田忠雄・海賊行為の法律的研究、七三頁以下。

(9) 前掲、Colombos, International Law of the Sea, p. 286.. 「マギリスの法律学者 Sir George Lee, Sir Dudley Ryder やる William Murray 等がプロンシア人の論点に加えた答は、論題に関する誠実な主張主義を概括しておる、「返す言葉のない回答」としてモノテスキヤーによつて特徴づけられてゐる。それは、イギリスによつて矛盾なく追求されてゐた」と、ストウエル卿が一八〇四年に示したより、「イギリスの海事法学の達大なるかつ基本的な主義は、公海上にある船舶は、国家のいかなる領土の部分も構成しない」といふのである」(Report in Impression Papers, 1804)°

(10) Kenny's Outlines of Criminal Law 19th ed. p. 549 は、「それ故に、国家の刑事裁判所の活動は、原則として、その國

△(海および外國領海における船舶の法律上の地位と漁業法令適用の限界(飯田)

の領土上においてあることはその国の船舶内において犯罪を犯した者に限定されてゐる。「原則として」いは、海賊行為の例外があるかぬやある。ケリーによるとては、土地も船舶も「その国の土地」「その国の船舶」(its own soil or its own ships) ふたべ意味における、じつれど Territory (領域) 性を有するといふのである。

(11) Maurach, Deutsches Strafrecht, Allg. S. 101... 「國土」は「虚構された國家領域」であつ、單に「國家の法」の問題へしてやなく「國民の法」において広く把握せられてゐる。この意味で、ドイツの船舶および航空機は、公海上にあるときばかりでなく、外国の港におけるときもまた、「國内」である。

マウラハは、"angierte Staatsgebiet" (ハイクン<sup>三</sup>への) での国家領域と、うら概念を以て東西両ドイツの領域内を「國內」として把握し、この意味は、ドイツの船舶・航空機上は、国内であるところである。すなわち、マウラハは、船舶・航空機に於ける、フィクションへの) 領土性を認め、これを属地主義の支配下にあるものと解してゐる。

(12) 前掲 Colombos, p. 286.

Oppenheim, International Law, Mc Nair, § 147a, p. 235... 「その裁判所 (帝設国際司法裁判所) もまだ、国家がその領域外で犯された犯罪に関する裁判権を行使するのを禁ずる国際法の規則はないという見解を表明した。『刑法の領土性は、……国際法の絶対的原則ではない』、かく領土主権と一致するいは全くない。」

(13) Charteris, The legal position of merchantmen in foreign ports, British International Law Cases, 1920-21, pp. 45-94.

(14) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. pp. 287-288... 「公海は、われの国の主権的支配からはずれどあるから、裁判管轄権は、財産に対しては、その帰属国による場合の外は公海では行使できない」とおよび国旗の下で公海においてなされた行為は、国土上でなされたものとみなされる、といふことがいわれてゐる。いふべき意見は、ほんの部分的に真実であるにちがひないが、かく船舶の所属国以外のどの国家も裁判管轄権の行使に利害関係を有しない事例にあてはまるにちがひない、例えば、いわゆる意見は、公海上の船舶上で生ずる乗組員や乗客の、出生、結婚もしくは死亡といったような一般

人としての状態、および船内で実行された売買、譲渡あるいは遺言のような行為に關しては、眞実である。がしかし、そうした意見は、あらゆる事例において、およびあらゆる事情の下で眞実であるのではない。かくして、継続追跡の原理のところで既にみたように、一国の地域的法律を犯した外国商船は、公海上にまで追跡され、港に運行され得るのである。外国の港内にある商船の地位に関して有効な二つの張り合う制度、すなわち多くの他の諸国が固守している英米の制度とフランスの制度があるとはいへ、だがしかし、これらの制度の両者は、両者とも、外国商船に治外法権の特典を否認するということにおいて一致する。換言すれば、あらゆる海國において適用されるこれらの制度のいづれにおいても、商船の領土性の擬制は、その船舶が外国の港または領海に入るときには、支持されていない。公海上の船舶が旗国の裁判管轄権に服従するという事実は、理にかなつたかつ有利な準則である。もしそれがそうでなかつたならば、かような船舶の乗組員は、どの裁判管轄権に対しても責任を負うことになるのであるうか。」

- (15) 公海条約五条、六条参照。
- (16) 領海及び接続水域に関する条約一九条、二〇条
- (17) 一九〇九年のロンドン宣言六一条、六三条は、戦時における軍艦による停船、臨検の権利を前提とする規定である。
- (18) 公海条約五条一項前段
- (19) 公海条約五条一項中段
- (20) 公海条約五条一項下段
- (21) 公海自由の原則は、海の自由の思想圈の拡大されるにしたがつて確立されてきたものである。海の自由の思想圈は、一八世紀においては未だ国家の一群によつて主張されている政治的主義といふより外にいいようのないものであつた。それが公海自由の原則にまで確立されるに至つたのは、一九世紀の中期以後のことである。
- (22) 公海条約二条「公海は、すべての国民に開放されているので、いかなる国も、公海のいづれかの部分をその主権の下にお

く」とを有効に主張する」とができない。……公海の自由には、沿岸国についても、非沿岸国についても、特に次のものが含まれる。(1) 航行の自由 (2) 漁獲の自由 (3) 海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由 (4) 公海の上空を飛行する自由

(23) 公海条約六条1項「船舶は、一国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除き、公海においてその国の排他的管轄に服するものとする。……」

(24) C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. p. 288 は、船舶の領土性主義 (the doctrine of territoriality) の棄却について、次のように論じてゐる。「船籍国の法律ぐる船舶の隸属に関する規則に関しては十分に実際的な理由があり、かつそれを明らかにするために領土性の擬制を借用することは、不必要である。しかのみならず、かような擬制は、もしその論理的結論へと追求されるならば、不知の結果へと導かれてしまうであろう。かような擬制は、平和時において沿岸国によるその領海における裁判管轄権の行使を許さないことであるうし、かつまた、戦時における公海上での一般に承認されている臨検の権利の否定であるであろう。国家は、船舶にその国籍を付与し、その国旗を掲揚する権能を船舶に与えるために、一定の規則を作る。それ故に、船舶とその船舶が国籍を獲得した国家との間には、旗国の法律の船舶への適用をそれによつて納得させるという本質的な結合がある。船長がその権能を行使してそれを執行するのは、これらの法の下においてである。船舶は、動産すなわち一個の動かし得る財産であるかもしれないが、しかし船舶は、特別の法により支配され、公海上にある間は旗国の権能による統制以外の如何なる統制からも独立していることは、普遍的に認められている。國家領域として船舶を語り考察することは必要でない。我々は、海賊は実質的には国際犯罪であるから、海賊がこの原則を減損するものでないことを知るであらう。乗組員は海賊になることによって自からを「人類の敵」とし、捕えた国家の裁判所は、海賊を審理する資格を有するものである。それ故に、公海上にある商船は、通常の情況の下では、船舶がその国旗を掲げる資格を付与された国家の裁判管轄権にのみ従うものであるといふことは、国際法の規則として承認されているのである。

### 第三 旗国主義の法的帰結

#### 一 旗国主義の概念とその法的根拠

船舶の領土性の観念は擬制であり、実体を示すものでないとすると、国外にある船舶とその所属国とをつなぐものは何であるかが問わなければならぬ。国家の法令が国の領域内に適用されることは、法の属地性からみて当然のことであるが、国外については、法の属地性は認められないから、国家の領域外にある船舶に國家の法の支配を及ぼすためには、全く別の観点から、船舶を国家の法の支配下に置くことを納得させる本質的な結合を成立させる根拠が見出されなければならない。その本質的な結合根拠として確立されてきたのが、船舶の国籍制度である。

船舶の国籍制度がいつに始るかは明らかでないが、中世において存在した海法典<sup>(1)</sup>には、すべての船舶に対して国旗の掲揚を要求する規定が存したと伝えられる<sup>(2)</sup>。それが当時横行した海賊船舶から自国船舶を保護し、また海事裁判における不当な取扱いに対して自国船舶を保護する根拠になった。すなわち、船舶は国籍を取得することによって、国家からの保護と規制をうけた。そして、このことが船舶を国家の法の支配下に置くことを当然とする本質的な結合を形成させてきたのである。

今日の意味における旗国主義が国際法における確立された原則として現れたのは、船舶の国籍制度が公海の自由の原則と結びつくことによつて、海上法を形成するに至ったからに外ならない。自国の国籍を有する船舶には自国の国籍を掲げる権利を与え、自国の国旗を掲げる船舶の公海における航行の自由および漁獵の自由を、国際の慣習

法として確立したのが公海自由の原則であり、公海上において船舶は国籍国<sup>(3)</sup>の排他的管轄に服するものとされたのが、旗国主義の本来の意義である。それ故、旗国主義は、船舶の国籍制度と、公海自由の原則との結合の上に形成された船舶管轄に関する国際法上の原則であるというべきであろう。かくして「船舶の国籍は、航海の自由のために国際法によって提出された保証の一つであり、公海を航行するいずれの船舶も国籍証書を所有し、かつこれについて立証を負担すべき地位に置かれるであろう。国籍をもつことは、国家による干渉と保護の根拠である」ということになる。

公海に関する条約の第五条<sup>(4)</sup>は、この法理を成文化し「各國は、船舶に対する国籍の許与、自國の領域内における船舶の登録および自國の旗を掲げる権利に関する条件を定めるものとする。船舶は、その旗を掲げる権利を有する國の国籍を有する。その國と當該船舶との間には、真正な関利が存在しなければならず、特に、その國は、自國の旗を掲げる船舶に対し、行政上、技術上及び社會上の事項について有効に管轄権行使し、及び有効に規制を行なわなければならない」と規定する。この規定は、船舶の国籍国（すなわち旗国）の船舶に対する本質的結びつきが真正なものでなければならないこと、その真正な関係の実体は、旗国の船舶に対する行政上、技術上および社會上の事項についての管轄権および規制を有効に行なうを要することであることを明らかにしている。この規定はまさに旗国主義の基礎を明示するものであろう。

この旗国の船舶に対する管轄権と規制義務を基礎として、これに公海の自由の原則が結合して、公海上における旗国主義の原則が生れた。また、國家の領土主権との關係から外國領海における船舶に対する旗国の管轄権・規制

義務の限界が帰結されることとなる。さらに、船舶内における犯罪に対する裁判管轄権の帰属も、旗国の船舶管轄権の基礎の上に成り立つものと思われる。

## 一 国家主権における旗国主義の地位

領海及び接続水域に関する条約（昭和四三年六月二一日条約一二号）によれば、国家の主権はその国の領土、内水をこえ、その海岸に接続する水域で領海といわれるものに及ぶとされ（条約一条一項）、さらに領海については特に「沿岸国の主権は、領海の上空、海底およびその下に及ぶ」と規定されている（条約二条）。これらの規定は、領海には国家主権が及ぶけれども、それは国の領土、内水が国家領域の本体をなし本来的に国家主権の下にあるのとは異なり、国際慣習のみとめるところを基礎にしてではあるが、この条約により確立されたものであることを意味しているのである。したがって、国家の主権をその及ぶ場所である領海において行使する場合には、この条約の規定、国際法の他の規則に従わねばならないことになるのである（条約一条二項）。

公海はそのいすれの部分も、国家主権の下に置かれることはない（公海に関する条約二条）。しかし、いすれの国も、自国の旗を掲げる船舶を、公海において航行させる権利を有する（公海条約四条）。しかも、公海の自由を行使するには、他国の公海の自由に合理的な領域的管轄権を払うことが義務づけられている（公海条約二条二項）。

右に引用した領海及び接続水域に関する条約および公海に関する条約において述べられている国の主権は、国内的には最高、対外的には独立の排他的な領域的管轄権を意味すると思われる。ところが、公海に関する条約において確立された旗国主義の原則は、国家の自国船舶に対する国籍的管轄権を承認するものである。しかもその国籍的

管轄権は、公海においては、排他的管轄権であるとされる（公海条約六条一項）。この意味において、公海にある船舶には旗国の主権が及ぶといわれるかもしれない。しかし、この場合、主権が及ぶのは公海上ではなくて、自国の船舶が国籍に基いて旗国の排他的管轄権に服するという意味においてあることに注意しなければならない。

この旗国の国籍を根拠とする船舶管轄権は、公海における権利に限られるものではない。船舶の国籍の許与の法的効力は、自国の領海においても、他国の領海においても、消滅、増減することはないからである。自国の領域においては、そこに及ぶ国家主権すなわち排他的領域的管轄権が国籍的管轄権と結合しているが、外国の領域においては、外国の主権の支配があるから、船舶に対する旗国の国籍的管轄権は、排他性を有しない。しかし、旗国の国籍的管轄権は、外国の領域主権とは独立して存在するものであるから、自国の船舶に対する関係に限っては、自国の法の支配を制限されるものではない。要するに、外国の領海にある船舶には、外国の領域主権に基づく外国の法の支配と、旗国の国籍的管轄権を根拠とする旗国の法の支配とが重複して及んでいるのである。そして、船内において行使される旗国の国籍的管轄権は、原則として船長に委任されているが、一般的には、旗国の国籍的管轄権はその外国に駐在する旗国の領事に委任されている。<sup>(5)</sup> 外国の領海を通航中の船舶に対する当該外国の主権的支配は、領海及び接続水域に関する条約によって、幾多の重要な制限をうけている。このことは後述するが、旗国の国籍的管轄権は、領海及び接続水域に関する条約その他の国際条約において認められている範囲内において、外国の領海においても有効に主張され得るものである。

わが国の国際法学者の中には、国家の主権作用を対物的主権と対人的主権とに分類し、対物的主権は属地主権で

あるから外国領海内では行使できないが、対人的主権の行使は許される場合があると説く人がある。<sup>(6)</sup> また、公海には国家の統治権が外国の統治権と競合的にしろ及ぶと解する見解が、いわゆる北島丸事件における判決理由の中で述べられている。<sup>(7)</sup>

外国領海内で対人的主権の行使が許される場合があるとする見解は、国際法に反する見解ではなかろうか。<sup>(8)</sup> また統治権という言葉は、しばしば国家の主権の意味に用いられるが、もし公海にこの意味での統治権が及ぶと解する趣旨ならば、これもまた国際法に違反する見解となる。

国家の主権の行使は、国家の領域内に限って認められるものであるが、国家の領域外の海域にある自国の船舶および航空機については、国家の国籍的対物管轄権（旗国主義に従う管轄権）が国際法により承認されているので、これにもとづいて法的規制をすることができる。<sup>(10)</sup> この船舶および航空機に対する国籍的管轄権は、その船舶および航空機そのものの管理権にとどまらず、船舶内もしくは航空機内にある人についての裁判管轄権の国際法的承認と結合して、あたかも国家主権が及ぶかの如き觀を呈する。しかし、それは旗国主義もしくは国籍主義による管轄権と裁判管轄権の主張であつて、国家の領域を根拠にしての国家主権の主張ではない。それは前述したように、国籍の許与による人または船舶・航空機と国家との間の本質的結びつきを根拠にして生ずる管轄権の主張であり、これらの人および船舶・航空機を、国籍国の法律の支配に置くことの主張なのである。このような国籍国のもつ管轄権や法律の支配は、本質的なものであつて、国籍をもつ人および船舶・航空機が公海にあらうと、外国の領海にあるうと、外国の領土内にあらうと、増減されることはない。外国の領域的管轄権の支配と競合するときには、その限

りにおいて国籍国の管轄権や法の支配の有効性が排除されるにすぎないものである。

### 三 船舶に対する排他的管轄権と旗国の法律適用の関係

船舶に対する旗国の排他的管轄権は、本質的には国籍の許与に基づくものであり、その内容は、行政上、技術上、社会上の事項についての管理権であり、有効な規制の義務である。旗国は、この管理権、規制義務に基いて、自國の国籍をもつ船舶に対し、自國の法令を適用する。また、それ故に「旗国の法令は、船内において発生し、かつ法的効果を生ずるあらゆる事件に適用しうるものである」。<sup>(11)</sup> かような法令の適用は、自國の領域、公海または外国領海に対してではなく、自國の領域内、公海上または外國の領海上にある船舶、財産および人に対してなされるものである。

旗国の船舶管轄権が排他性を有するのは、自國の領域内を別にすれば、公海上に限られる。このことは、船舶の国籍の單一性と、旗国にのみ船舶管轄権が属すること、および公海がいずれの主権的支配の下にもないことによることである。それ故に、外國の領域主権の支配下にある外國領海においては、旗国の船舶管轄権と、当該外國の領域主権とが同一の船舶に対して並んで及ぶことになる。したがって、両者の行使の衝突を調整する規定が領海及び接続水域に関する条約に設けられた。同条約の無害通航権に関する第一四条から第二三条までの規定がこれである。これによれば、外國の領海内における旗国の船舶管轄権は、外國領海における旗国の裁判管轄権の限界として規定されている。これについては項をあらためて論ずるが、外國の領海内における船舶の法律上の地位は、当該外國のその領海内における船舶への刑事裁判権の行使の制限により維持されている。外國はその領海内において船舶の

無害通航を妨害することを禁止されている。とくに、外国領海における漁獵行為が有害行為とされるのは、その外国がその領海におけるその国以外の国の漁船の漁獲を防止するための法令の制定をしている場合に、その法令に違反するときに限るのである。このことは、外国の領海における漁業法令による領海国以外の国の漁船の漁獲行為禁止がなければ、外国の領海内における漁獵行為は無害通航と認められることを意味する。それ故に、外国領海内の漁獵が一般的に外国領海なるが故に当然禁止されて いると解することには疑問がある。<sup>(12)</sup>

無害通航権を行使する船舶は、通航する外国領海においては、領海及び接続水域に関する条約およびその他の国際法の規則に従つて制定した法令、特に運送および航行に関する法令に従う義務を負わされている。<sup>(13)</sup>しかし、それ以外の当該領海に主権を行使する外国の法令に従うべき義務は、一般的には課せられていない。ただ、外国領海を通過するにあたつて、当該外国の平和、秩序または安全を害することは許されず、また当該外国の領海内の漁獲防止法令に違反することと、麻薬の不法取引に関係をもつて いることが、許されないにすぎない。このような禁止にふれないので、当該外国の内水に入らず、その領海を通過するに止まる船舶は、右の領海及び接続水域に関する条約に規定する規制をうけるほかは、領海国 の裁判管轄権の支配を一般的にうけるものではなく、旗国の船舶管轄権と裁判管轄権の一般的支配下に置かれているものである。<sup>(14)</sup>この旗国の船舶に対する地位が根拠となつて、船舶が外国の領海にある場合にも、旗国のすべての法令の遵守が要求されることとなる。

#### 四 船舶に行 使しうる裁判権および裁判管轄権

国家が船舶に対して行使しうる裁判管轄権は、その領域内におけ ると領域外におけるとでは、その性質を異にす

る。自国の領域内にある船舶に対し行使しうる裁判権は、領土的裁判権（属地的裁判権）である。それ故に、自國の船舶のみならず国際法的制約の下にではあるが、他国の船舶に対しても行使しうる。

ところが、国家が公海上においてその国旗を掲げる船舶に合法的に行使しうる裁判管轄権は、領土的裁判管轄権（属地的裁判管轄権）ではなく、旗国の船舶および船内の人および財産に対する裁判管轄権である。<sup>(15)</sup> コロンボスは、この裁判管轄権が認められる根拠は、いずれの国家の裁判管轄権も存在しない場所における財産であるという事実から発生していると説明している。<sup>(16)</sup> この見解をもってすれば、外国の領海にある船舶に対する旗国の裁判管轄権の根拠の説明に窮することになる。それ故、公海における船舶に対する旗国の裁判管轄権の根拠は、公海における船舶の旗国の排他的管轄権に服すべき地位<sup>(17)</sup>と、公海がいずれの国家主権の下にも置かれていないこととに求めるのが、合理的であろう。<sup>(18)</sup>

公海に関する条約第一一条は、公海上の船舶について衝突その他の航行上の事故が生じた場合の、船長その他当該船舶に勤務する者に対する裁判管轄権を、船舶の旗国または行為者の本国（国籍国）に附与している。すなわち、旗国主義または属人主義に従う規定を設けている。この規定は、学者のいわゆる対人主権が公海においては一般的に行使し得るのではなくて、旗国主義による管轄権行使と併存していることを示すものである。この場合の裁判管轄権は、船舶の旗国および事故を発生させた当事者の国籍国の両者に属する（懲戒処分としての免状の取消処分権は、資格交付国のみが有する）。なお、公海上での衝突の場合には、衝突したそれぞれの船舶の旗国の裁判管轄権が、旗国の船舶のみを管轄することになるから、衝突事件を一括して一国の裁判管轄権の下に置かれるのではない。

次に、外国の領海における船舶についての裁判管轄権については、無害通航であるか否かにより、または、船舶内の事件であるか、犯罪の結果が船舶外に及んだ事件であるかにより、さらにまた、沿岸国（当該外国）の平和、領海の秩序攪乱の性質をもつ犯罪の事件でないか否かにより、沿岸国の刑事裁判管轄権と旗国の裁判管轄権の限界に、大きな変動がみられる。外国の領海を航行中の船舶内で発生した犯罪に対する裁判管轄権は、その犯罪が外国領海に入る以前に行なわれたものである場合はいうまでもなく、外国領海に入って後の犯罪であっても、原則として旗国のそれである。<sup>(21)(22)</sup> 外国領海を通航中の船舶内の犯罪に対し、当該外国がその刑事裁判権の行使をなしうるのは、原則として、犯罪の結果が当該外国（沿岸国）に及ぶ場合、犯罪の性質が当該外国の平和を乱すものかまたは当該外国領海の秩序を乱すものである場合、および麻薬の不法取引の抑止に必要な場合に限定されているのである。<sup>(23)</sup>

外国の内水における船舶の地位は、領海を通航中における場合に比して、その対外的独立性を著しく弱化される。内水においては、領海における法は通用せず、領土主権が完全に行使されるからである。それ故、内水にある船舶内で発生した犯罪については、その内水を管轄する外国の刑事裁判権の行使が、全面的に認められる。しかし、それにもかかわらず、外国の領土主権には、旗国の船舶管轄権および裁判管轄権を排除する能力は認められていないから、外国の内水にある船舶内での犯罪についての裁判管轄権は、当該内水を管轄する外国にも、当該船舶の旗国にも共存することになる。

この問題について、コロンボスの著書<sup>(24)</sup>に引用されている「アンダーソン被告事件」は興味深い。この事件の犯罪は「橋の下でかつ潮の干満があり、大船舶が停泊したり交通したりする」フランスのガロン河に停泊中のイギリス

船内において発生したものであり、犯人は外国人であった。その事件は、イギリスの中央刑事裁判所に告発されて刑の宣告がなされた。その有罪判決は、刑事留保事項裁判所 (Court for Crown Cases Reserved) によって肯定された。しかしながら、その裁判所は、フランスの司法当局もまた共存する裁判管轄権を有していたこと、かつフランスの司法当局が適当と考えた場合には、その裁判管轄権行使することもできたであろうということに、同意した。<sup>(25)</sup>そこで、外国の国民が関係している犯罪が船舶上で発生した場合、その船舶の旗国の裁判所に、その事件を裁判する十分な資格が排他的に存在するかどうかが問題となつたのである。前述のイギリスの刑事留保事項裁判所の見解は、この問題に答えたものである。ホールは、これに関連して「自國の国民が外国船上にあるとき、その国家は船舶の掲げている旗の国家の第一次的な裁判管轄権を排除せず、もしくは押しのけて代らないという条件の下で、その国家が適當だと考えるよう評価し、かつかような行為に、その国家が適當と思う結果を結びつけることができる」と提言している。この提言は、船舶内の犯罪について、その船舶のいる位置が公海、外国領海または外国内水の如何にかかわらず、旗国に第一次的裁判管轄権を認め、犯人の国籍国の属人的裁判管轄権の併存を第二次的に認めて属人主義に従う不处罚犯罪の処理手段を認めようとするものである。<sup>(27)</sup>

前述したアンダーソン被告事件におけるイギリスの刑事留保事項裁判所の見解は、外国の内水にある船舶内での犯罪について、旗国との第一次的裁判管轄権を認めたものであるが、犯罪地の国家の裁判管轄権と旗国の裁判管轄権の共存を認め、犯罪地国家の裁判管轄権の行使はその国家の適當と考える場合に可能であるとの承認でもあった。この考え方は、領海及び接続水域に関する条約の規定するところとも一致する。この条約第一九条二項は、沿岸国

の刑事裁判権の行使に対する制限規定は「沿岸国が、内水を出て領海を通過している外国船舶内において逮捕又は捜査を行なうため、自国の法令で認められている措置を執る権利に影響を及ぼすものではない」と規定し、沿岸国 の内水にあつた船舶内で発生した犯罪について、その船舶が内水を出て領海を通過中に、沿岸国の刑事裁判権の行使を、旗国の裁判管轄権に優先してなしうることを宣言していると解されるからである。また、公海に関する条約 第二十三条は、沿岸国の大公海への継続追跡権を規定しているから、これによつて、内水を出て領海を通過して公海を航行中の船舶に対しても、継続追跡権行使の条件を充すことによつて、旗国の裁判管轄権に優先して沿岸国との刑事裁判権の行使をなし得るものである。しかし、それにもかかわらず、外国の内水にある船舶内に発生した犯罪に対する旗国の裁判管轄権は、否定されているのではない。むしろ、領土主権としての国家の刑罰権は、その国の安全または法秩序に危険を及ぼさない限り、外国船舶内の犯罪に対しては行使することに消極的であり、旗国の第一次的裁判管轄権の行使を認めて放任し、旗国の領事または犯罪発生船舶の船長の要請があつてはじめて、その刑罰権を発動をするのが通例である。ただ、自国民が加害者または被害者である場合には、犯罪の性質により国家の刑罰権を属人的に及ぼす国があるから、このような場合には、内水にある船舶または内水を出て領海を通行中の船舶内で発生した沿岸国による犯罪についての刑事裁判権の行使が、旗国の裁判管轄権に優先してなされることがあることはいうまでもない。それ故、外国の内水または内水を出て領海を通過中の船舶内における犯罪については、当該外国の領土主権に基づく属地的裁判管轄権、船舶の旗国の裁判管轄権、および犯罪行為者の国籍国の属人の裁判管轄権<sup>(28)</sup>が競合して成立している。場合によつては、この外に、被害者または被害国の裁判管轄権<sup>(29)</sup>が競合すること

もある。しかし、これらの裁判管轄権の競合が、実際に問題となるのは、船舶の旗国の裁判管轄権との関係においてである。公海においては、旗国の裁判管轄権が排他的に支配しているから、競合問題は起らない。それが発生するのは、船舶がこれらの裁判管轄権を有する国の内水に入った場合か、その内水から出てその国の領海を通航中に限るのである。<sup>(30)</sup>

船舶内で発生した犯罪に対する対応では、その船舶の旗国の法令を適用しうることとは、旗国の船舶管轄権の効果として認められているところである。そして、船舶の旗国の裁判管轄権は、多くの国家の法令によって、船舶内の規律を保持し、船内の人々と財産を保護する責任とそれをするに必要な権限とを付与されている船長に、委任されている。船長は、この目的のために、司法警察権を付与されており、犯罪の告発をされた人々を船内において監禁する権限を有する。かつ、船長は、船内規律を執行する権限の行使を必要としたあらゆる事件の説明を、航海日誌に記載し、寄港する最初の港において、その本国の領事またはその本国の港の当局に、できる限り速かに、これららの発生事件を報告する義務を有する。<sup>(31)(32)</sup>

これまで述べてきたところは、船舶内に発生した犯罪についての裁判管轄権の帰属の問題であったが、次に論ぜんとするのは、船舶を使用してなされる犯罪についての裁判管轄権の帰属と、その行使の問題である。主として、船舶の故意または過失による衝突事件、漁業法令に違反する事件、麻薬の不法取引に関する事件、人身売買移送事件などのように公海または外国領海において発生する事件についての裁判管轄権の帰属と行使に関するものである。これらの船舶を使用してなされる犯罪が公海において発生した場合には、原則として、その船舶の旗国に排他的的

な裁判管轄権が認められている<sup>(33)</sup>。故意による船舶の衝突が海賊行為の成立要件を具備する場合には、その船舶を掌捕した国も裁判管轄権を有する。

しかし、右のような船舶を使用してなされる犯罪が外国の領海においてなされる場合には、いづれの場合にも旗国に裁判管轄権があることはいうまでもないが、それらの犯罪が領海国の法令に違反する限り、領海国の裁判管轄権および刑罰主権の支配が同時に存在することになる。

船舶を使用してする犯罪においては、その船舶の船長自身が犯罪行為に関与するものであるから、これに対する旗国の裁判管轄権の委任は、犯罪行為者となることによつて解除されているものと解さなければならないであろう。したがつて、旗国の裁判管轄権の行使は、公海においては旗国の司法警察職員としての資格を付与された取締船の船長その他の職員に委任されることになる。ところが、外国の領海においては、その外国の主権的支配があるため、旗国の取締船による国家の主権活動は許されない。したがつて旗国の法令に違反する行為が外国領海においてなされても、その行為が領海国の法令に違反するものでない限り、放任される。それ故に、このような場合には、旗国の裁判管轄権のみが存在することになるが、裁判権の行使は、その船舶が公海または旗国の領海に入ったときでないとなし得ない。裁判管轄権が特定の国家にあることは、その国の裁判権の行使が可能であることと同一のことではない。

(1) Benedict, On Admiralty, 6th ed. v. 4, p. 352. によれば、一般的海事法則を示した海法は、第一回の十字軍において建設されたエルサレム王国の海法まで遡つたといふ。また、同書によれば、ベニスとゼノアは、各貿易港に執政官(consul;

Consulat) を置いて、いわゆるコンソラート組織により海上貿易権を把握し、ギリシャ、ドイツ、フランス、スペイン、シリヤ、キプロス、マヨルカ、威尼斯、ゼノアなどの海法を作りあげた。これらの海法を集大成し「海の執政」に役立たせるために、一四九四年に最初ベルセロナにおいて印刷され、その後に各国語に訳されたのが、コンソラートデルマーレ (Il Consolato del Mare) といはれる海法典である。また、オレロン法 (Les Rôles d'Oleron)、ウイスビー海法も、一般海法として存在した。その外多くの各地の海法があつた。

(2) William Clarence Webster, *A General History of Commerce*, p. 105によれば、中世において存在した海法典は、やがての船舶に国旗の掲揚を要求する規定を有した。また、中世の海法の傾向は、海上貿易における独占を破り、海の自由を実現するかねての傾向（それは中世においては実現し得なかつたものであるが）を宣言するものであつた。

(3) C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. p. 289.

(4) 一九五八年四月二九日ジュネーブ署名され、一九六一年九月三〇日発効。わが国は、一九六八年六月一〇日加入書寄託、昭和四三年六月二一日条約一〇号として公布した。

(5) 領海及び接続水域に関する条約一九条一項〇号は、外国領海を通航中に船舶内で発生した犯罪について、犯人の逮捕および犯罪の捜査をする権限が、原則として当該船舶の船長および旗国の領事にあることを明示していると解される国際法の根拠である。

(6) 入江啓四郎・北島丸事件、ジヨリスト三九九号（一九六八・六・一）五八頁は、国家の主権作用を対物主権（属地主権）と対人主権とに分類し、クナシリ島の領海内では、日本の対物主権は行なわれないが、対人主権が行使されるか否かは場合によって異なるとし、クナシリ島の領海内にある日本国民にも日本国との対人的統治権が及ぶことを認めていた。しかし、この論文では、国家の船舶・航空機に対する排他的管轄権については、全くふれられていない。国家の主権作用を対物主権と対人主権に分類するとはよ」として、対物主権を属地主権と断定するとは疑問があらう。船舶・航空機に対する主権作用は、対

物主権・対人主権のいづれに属するとされるのであろうか。刑法第一条二項によれば、船舶・航空機は犯罪行為の場所として規定されているから、これに対する主権作用が対物主権に属することは明らかであろうが、しかし、そうだからといって、これを属地主権と解釈することは誤りであろう。船舶・航空機の領土性の主張がフィクションに基づくものにすぎないことは、今日の海事国際法における常識となつていていることだからである。対物主権には、属地主義に基づく属地主権の外に、旗国主義の原理に基づく主権作用がある（仮りに旗国主権と名付け得よう）。対人主権が国外にある日本国民に及び得るように、旗国主権も国外にある日本船舶・航空機に及び得るものなのである。したがつて、外国領海にある日本船舶に対し、わが国の対物主権が及ばないとするることは当らないといわねばならない。

なお、ついでながら、対人主権も属地主義に基づくもの（属地主権）と属人主義を根拠とするもの（属人主権）とがあることを指摘しなければならない。そして、属地主権は、それが対物主権であると対人主権であるとに拘らず、自国の領域外には及ばないが、属人主権および旗国主権のように自国の国籍を有する者に対する主権（仮りに国籍主権と名付け得よう）は、自國の領域外にある者にも及ぶのが原則なのである。この意味で、ジャーリスト所載の入江教授の所説は、正確とはいひ難いであろう。

(7) 下級裁判所刑事裁判例集一〇巻三〇六頁以下、高等裁判所判例集二二巻六号八七〇頁・八九七頁。

(8) 公海に関する条約二条一項、領海及び接続水域に関する条約一条一項参照。

(9) 美濃部達吉・日本憲法第一巻（大正一〇年）二七一頁以下。

(10) 公海に関する条約五条は船舶について、また、国際民間航空条約（昭二八・一〇・八条約二一号）一七条は航空機について、登録を受けた国の国籍を有することを規定する。公海条約五条はさらに、自国の国籍を有する船舶に対する管轄権について規定し、領海及び接続水域に関する条約一九条は、外国領海においても船舶内の犯罪は原則として旗国の裁判管轄権が支配することを規定する。また、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約三条は、航空機内の犯罪についての

裁判権を行使する権限を、航空機の登録国に属させている。

(11) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. p. 297

(12) 入江啓四郎・北島丸事件・シヨーリスト三九九号五九頁は、「公共用水面とは日本漁業活動のために公共の用に供される水面を指すのでない」、「ソヴェト領海は、条約上の合意でもないから、日本漁業にとって公共用水面とする」とはできず、また公海に接続するソヴェト領海にも、漁業法の適用はない。」としているが、外國領海において一般的に漁獵を禁ずる國際法は存在しない。沿岸国がその領海における外國漁船の漁獲を妨止する法令を公布している場合に限って、沿岸国の領海における外國漁船の漁獲行為が禁止されるに止まるのである。したがつて、法理論上は、外國の領海の部分をわが國法上の公共用水面とするには何らかの方法があることになる。

(13) 領海および接続水域に関する条約一七条

(14) 裁判管轄権と裁判権とは同一概念ではない。裁判権は、國家の裁判をする権利そのものを指すが、裁判管轄権は、裁判の帰属する国はどこかに関するものである。すなわち、裁判管轄権は、裁判権を管轄する権利であり、國家の裁判権は、裁判管轄権のある事件について行使されるものである。裁判権の行使は、國家の主権的活動であるから、國家主権の及ぶ場所でなければなし得ないが、裁判管轄権は主権の行使を意味せず、裁判権の帰属を主張するものにすぎないから、外國の領域内にあらる人や船舶についてこれを認めて、他國の主権を侵害することはない。

(15) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. p. 288...「公海における航海の自由と安全は、國際法則と国内法との結合によって、可能性が与えられてくる。……かような裁判管轄権は、……公海についてではなくて、公海上の財産と人について存在する。……」

(16) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. p. 285 は、公海における商船の法律的地位について、次のようないい説明する。……「國家が公海上においてその国旗を掲げる船舶に合法的に行使しうる裁判管轄権は、その国の公民としての

人と財産に対する裁判管轄権である。それは領土的裁判管轄権（属地的裁判管轄権）ではない。この裁判管轄権が拋っている根拠は、単に「それが地方的な裁判管轄権が存在しない場所における財産であるという事実から」発生している。船舶に対する裁判管轄権が特定の国家に付与されるであろうことは、多くの目的のために必要である。船舶の所有者へ裁判管轄権を付与するようとのその要求が、いづれか他の者の側にある優位な権利によって反対されるまでは、船舶の所有者に裁判管轄権を認めるのが自然であり、そして船舶についてのいかなる裁判管轄権も、予期された目的の範囲内において船舶を自国のものとする國家の権利に対し、優位ではあり得ない。」

(17) 公海に関する条約六条一項

(18) 公海に関する条約11条一項前段

(19) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. p. 298. は、犯罪に関する裁判管轄権について次のように述べる。……「この具体的な原理は、イギリスおよびアメリカの裁判所によりて下された幾つかの判決を引合に出すことによつて明らかにされ得るであろう。一八六〇年に、イギリスの船舶ルイサ・ブラギントン号 (The Louisa Braginton) の船長のチャーチル・レスレーは、チリから追放された若干の政治犯人をバルパライソからリバプールに輸送するようチリ政府と契約を締結した。これらの人々は、船上において逮捕されて彼らの意思に反してイギリスに連行されたので、リバプールに到着したときに、彼らは、公海上における殴打および不法監禁についてレスレーに対する告発状を提出した。レスレーは犯罪を認められた。エール裁判官は、「公海上のイギリス船舶が、外国の領域の外においてイギリスの法に服従するものであることは、明白である」と判決した (Reg. v. Lesley, 1860, Bell's C. C. 220)。この事件においては、その犯罪は、船舶がチリの領海を離れるや否や、イギリスの臣民でもあつたその船舶の船長によって、犯された。旗の法は、犯罪人が公海上にあるイギリス船上の外国人であつた場合にも等しく適用される、と判決されたイギリスの刑事裁判所の判例がある (Reg. v. Sattler, 1858, Dears and Bell's C. C. 525)。」

(20) 領海及び接続水域に関する条約一九条は、領海通航中の外国船舶における犯罪に関連して、その外国船舶内において沿岸国の刑事裁判権の行使をしる場合を、犯罪の結果が沿岸国に及ぶ場合、犯罪が沿岸国の平和を攢乱する性質のものか、領海秩序を乱すものである場合、または麻薬の不法取引の抑止に必要な場合に限定している。

(21) 領海及び接続水域に関する条約一九条一項、五項参照。

(22) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. pp. 297-298. ...

「一八九四年の商船法 (Merchant Shipping Act) は、イギリス船舶の船長および海員を、イギリス領土 (今日のイギリス連合王国) 外の海上で犯した人身もしくは財産に対するあらゆる犯罪について、あだかもそれが海事裁判所の裁判管轄権内で犯されたと同様に、責任を負うべきものとしている (六八九節)。」

(23) これについては例外がないわけではない。例外の一は、船長または旗国の領事の援助要請に基いて司法共助する場合である。例外の二は、外国の内水を出てその外国領海を航行中の船舶内で、当該外国の法令に従って当該外国が犯罪捜査権を行使する場合である。

(24) C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. pp. 298-299.

(25) (1868), 11 Cox's Criminal Cases, 198.

(26) なお、「日本国内の港湾にある外國船内における日本人の刑法犯とその裁判権」について、昭和二七年四月四日東京高等裁判所の判決は、「たゞえ外國船であつても、日本国内の港湾に繫留されてゐる船舶内において、日本人が刑法所定の犯罪を犯したときは、國際法または國內法において特別の規定のないかぎり、日本の裁判所は、その犯人に対し裁判権を有する。」と判示してゐる (高等裁判所刑事判例集五巻六四六頁)。

(27) Hall, A Treatise on International Law, 8th ed. by A. Pearce Higging, p. 308.

(27) 前掲、Colombos, International Law of the Sea, p. 299.

- (28) 明治四一年四月二二日大審院判決・大審院刑事判決録一四輯四二五頁「……國家の刑罰権は、その国の安寧秩序に対する妨害を除却するを以て目的とするものなれば、いやしくも我国の法律に服従するの義務あるものにして、この目的に背馳する犯罪を遂行することとあれば、その場所の我が領土内なると領土外なるとを問わざ、我が國の刑罰権を適用するは当然の措置にして、現行刑法の趣旨またこに在ることと論をまたたず。而して、日本国民たる身分を有する者は、その身外国に居住する場合と雖も、本国の法律に服従するの義務を有することと、また論をまたたれば、……」
- (29) 國家保護主義に基づく刑罰権を規定している国は、いの裁判管轄権を主張し、犯罪行為者の乗船する船舶がその國の内水に入ったとき、その刑罰権行使しらる。
- (30) 領海および接続水域に関する条約一九條二項、五項参照。
- (31) 前掲 Colombos, International Law of the Sea, p. 297.
- (32) 前掲 Colombos, International Law of the Sea, p. 298. 「……船長の裁判管轄権は、さまでもなく、イギリス船舶内で發生するあらゆる犯罪について、イギリス裁判所法(Act on British Courts)によって付与された裁判管轄権に従属してゐるものである(同法六八六—六八七節)。
- (33) アメリカ合衆国最高裁判所は、「公海はすぐれたの國民に共通であつて、すぐれたの國民も無関心であり得ないから、船舶を有するいづれの國民も、公海におけるその國の船舶に統制を加え、かつまた自國の法令の侵犯に対してその船舶を逮捕する権力を有すべし」(Maul v. United States, 1927, 274 U. S. 501, 511) へ判示するに由つて、いの規則に同意見である」とを表明」(ヤードー<sup>80</sup>) (C. J. Colombos, International Law of the Sea, 6th ed. p. 298)。

## 第四 公海上での漁獵の自由と領海における漁業の権利の留保

——漁業許可および漁業権設定の限界

### 一 公海上における漁獵の自由

公海上のいづれの場所での漁獵も、あらゆる国家の国民に開放されていることは、公海の自由の原理に基いている<sup>(1)</sup>。しかし、水産資源の保護のために、多くの国家が海上漁獵の統制のための法令を作つて<sup>(2)(3)</sup>いるが、このような国内法令は、国際条約に基かない限り、その法令を制定した国家の国民についてのみ、拘束力をもつものであるにすぎない<sup>(4)(5)</sup>。このことは、公海はいづれの国家の主権的支配の下にもないこと、および国民および船舶・航空機に対する国家の法的支配は、それらが国家の領域外にある場合にも、属人主義または旗国主義の原理によつて及ぶものであることに基いている。それ故に、公海上における漁獵の自由は、外国の漁獵統制からの自由を意味する。

ところが、最近に至り、公海の生物資源の保存についての国際協力の必要性が自覚され<sup>(6)</sup>、一九五八年のジュネーヴ条約（漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約）によって、公海における漁業の自由は、関係諸国間の合意による規制をうけることとなつた<sup>(7)</sup>。また、この条約により各国は、自国の国民のみが漁業に従事している水域における生物資源の保存のため必要な規制措置を、自国民に対してもこれを義務づけられている<sup>(8)</sup>。それ故に、公海における漁獵の自由は、右のような規制をうけない種類の水産動植物に限つて認められるにすぎないものとなつている。

## 二 公海上における漁獵に対する国内法的規制の限界

公海上における漁獵に対する国内法的規制は、漁船、漁具、漁法、漁期ならびに漁場の統制によつてなされるが、それは、漁船ごとに許可を得させることによつて可能となる。漁具、漁法、漁期ならびに漁場の制限は、漁船ごとになされる漁業許可の条件の基本的なものである。漁業許可にあたっては、使用する船舶、操業区域、操業期間、漁業の方法、漁業根拠地、漁獲物等陸揚港、許可の有効期間が指定されるのが通例である。しかし、操業区域の指定は、公海のいかなる場所をも排他的に占有することを許容することを意味するものではない。それは、国民がある種の漁業を営むことを一般的に禁止し、許可を受けた者に限つてその漁業を営むことを許す場合における、許可をうけた漁船に対する漁獵許容海域の限定をいうものである。

ここに注意を要することは、漁業者と漁獵行為者とは区別されなければならないことである。わが国の漁業法は、漁業従事者と漁業者とを区別し「漁業者は漁業を営む者をいう」が<sup>(9)</sup>「漁業従事者は、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう」としている。<sup>(10)</sup>漁獵行為者は、右の漁業者または漁業従事者のいづれにも一致しない概念である。漁獵とは、水産動植物の採捕行為をいうものであるが、漁業従事者は漁獵行為に従事する者であれば足り、漁獵行為を実行した者であるとは限らないからである。また、漁獵行為者は、漁業従事者であるとは限らないし、漁業者であることを要しない。それ故、外国人漁業の規制に関する法律（昭和四二年七月一四日法律六〇号）は、原則として日本国籍を有しない者が日本国の水域において漁業（水産動植物の採捕または養殖の事業）を行なうことを禁止しているが、漁業を営なまない限り、漁獵行為そのものを禁止しているものとは解されないか

ら、外国人がわが国の水域で趣味としての釣をしたとしても、それは違法ではない。しかし、漁業者、漁業従事者以外の者の漁獵行為でも、爆発物を使用しての水産動植物の採捕、水産動植物をまひさせまたは死なせる有毒物を使用しての採捕行為は、水産資源保護法により原則として禁止されるから、このような漁獵行為については、漁業者、漁業従事者はもとより、それ以外の者にも禁止の効力は及ぶものである。

外国漁船は、法定の除外例に該当する場合の外は、農林大臣の許可がなければ日本国の港に寄港を禁止されている。<sup>(11)</sup>また、わが国を根拠地としている漁業者は、日本国籍を有する者に限られるのが原則であり、漁船は漁船法に基づく漁船の登録がなければ使用が禁止され、かつこの場合の漁船は日本船舶でなければならない。<sup>(12)</sup>したがって、わが国の漁業者が漁業を営むにあたり使用する漁船は、日本船舶に限られることになる。しかし、漁業従事者については、国籍の限定はない。それ故に、外国人が日本漁業者に雇用されて漁業従事者となっている場合、その外国人漁業従事者の公海における漁獵行為には、わが国の漁業法令の適用があるであろう。

しかし、外国漁船に乗組む日本国籍の漁業従事者は、外国の漁業者のために漁獵行為に従事する者であるから、わが国内法令で特にこれを禁ずる旨の規定がない限り、公海においては、わが漁業法令の規制をうけることはないし解さなければならない。船舶は公海上においては旗国の排他的管轄権の下に服するものであるから、公海上にある外国漁船に対してわが国の裁判管轄権の主張はできない。したがって、日本国民の外国漁船による漁獵行為の禁止がわが国の法令で規定されている場合においても、わが国の属人的裁判管轄権に基づく取締を公海上においてすることは許されない。

公海上における漁獵に対する国内法的規制についてのわが国の從来の判例には、昭和一二年一二月一日大審院判決<sup>(15)</sup>（和歌山県令漁業取締規則違反被告事件）におけるように、県の管轄地先海面で県知事の取締・監督の実力行使が事實上可能な区域内の公海には漁業法令の効力が及ぶとするもの、および昭和四年六月一七日大審院判決<sup>(16)</sup>（機船底曳網漁業取締規則違反被告事件）や昭和七年七月二一日大審院判決<sup>(17)</sup>（機船底曳網漁業取締規則違反被告事件）におけるように、日本領海外における日本漁船による漁業行為は日本国内における漁業行為と同一視すべきもの（刑法一条二項、八条適用）とするものとがあった。

和歌山県漁業取締規則違反被告事件というものは、和歌山県漁業取締規則第一条に、秋刀魚（さんま）流網漁業を為さんとする者は知事の許可を受けなければならぬ旨の規定があるのに、知事の許可を受けないで和歌山県の地先海面にあたる公海上において秋刀魚流網を使用する漁獵を繰りかえした行為が、無許可漁業とされた事件である。この事件において、原裁判所は、右漁業取締規則の効力の及ぶべき海面上の範囲は、県の管轄地先における海面であつて知事が取締もしくは監督に関する実力を行使し得べき区域であると判断し、被告人の無許可操業を認め有罪とした。これに対し、弁護人の主張は、(イ) 和歌山県漁業取締規則が刑法第一条二項および第八条の規定によつて公海にも適用がすると、右の取締規則は県の地先海面であると否とを問わず一般的に日本国外にある日本船舶内に適用せられることと解されることになるから妥当でないこと、(ロ) 府県令が公海上にある船舶にも適用があるためには、公海の一定の地域が府県の区域に属するか、中央官庁の特別の委任によって府県令の効力を公海上に及ぼし得る場合でなければならないこと。(ハ) 漁業法（明治四三年法律五八号）および昭和八年農林省令一六号（秋刀魚

漁業ノ制限ニ関スル件）を綜合するに秋刀魚流網漁業は自由漁業であると解されるから、県令でこれを許可漁業とするためには右漁業法三四条の委任の趣旨に基かなければならぬが、右三四条には、この委任に基いて地方長官の発する命令を府県の区域外に及ぼし得る旨の規定はない、したがつて和歌山県の区域外の公海において秋刀魚流網漁業をした被告人（静岡県の漁業者）に和歌山県令を適用するのは、違法であること、（二）静岡県漁業取締規則（大正一三年九月四日公布）は、秋刀魚流網漁業を禁止していないが、もし県令が県の区域外の公海にもその効力を及ぼすものであるならば、静岡県漁業取締規則もまた静岡県の地先海面である公海に属する和歌山県勝浦町八涅の沖にも適用があるといわねばならないから、いづれの県令が優先するか問題であること、（三）原判決は県知事が実力行使していた区域に属するから県令の効力がその場所に及ぶとするが、実力の行使があるから命令の適用があるのではなく、命令の適用があるから実力行使しうるものと解するのが正しいこと、（四）和歌山県令が公海に及ぶとしても、その及ぶ範囲について規定がないから、犯罪の構成要件が不明確な刑罰法規による处罚となり、罪刑法定主義に反すること、の諸点にあつた。これに対し、大審院は、一々反論することなく、ただ和歌山県漁業取締規則およびその基礎法たる漁業法の規定からみて、同規定の立法目的は同県「管轄地先海面における水産動植物の繁殖保護、漁業者の利益保持、漁業者間の利害の調和等を図る」にあること、操業海面が「和歌山県管轄地先海面であつて從来同県知事が取締もしくは監督の実力を行使してきた区域内に属する」ことを理由にして、右の「規則の効力は、同県知事が從来取締並監督を為し來りたる海面に及ぶもの」と説示した。

右の被告事件における弁護人の主張するところは、法理論的にもつともな論議が多く、当時の漁業法令の法的欠

陥を鋭くつくものである。しかし、これに對して大審院の判示するところは、法理論的には根拠の薄弱さを否定しえないが、行政目的の達成を判決によつて補強せんとするものであつたと思われる。

ところで、判例が提出した「府県管轄の地先海面」という概念は、府県の地先海面として知事の取締、監督の実力行使がなされる領海および公海の区域であるとされていふと解されるが、しかし、その範囲は法律上も判例においても明確に指定されてはいないものである。元来、都道府県の管轄区域が地域的に公海に及ぶと解することは、国際法を無視するものであつて許されない。それ故に、都道府県の管轄が公海に及ぶという意味は、地域的にではなく、事物的にのみ理解されなければならない。公海における日本国民の行動について禁止しましたは禁止を解除する権限が法律によつて都道府県知事に委任されている場合に、都道府県の公海に関する事物的管轄が生ずるものである。この場合、都道府県の管轄海域として公海の部分が含まれるのではない。都道府県の管轄区域は、領海の部分に限られると解すべきものであろう。

公海は、国家の領域の外にあるから、都道府県の管轄区域に属さないので、公海における日本国民の行動について禁止しましたは禁止の解除をなしうるのは如何なる理由に基くのか。この問題は、船舶または航空機を使用するか、または船舶内、航空機内の行為である場合と、船舶、航空機に全く関係なくなれる行為である場合とで、区別して考察するを要するであろう。前述したように、船舶、航空機は、公海においては旗国主義の原則に従うこととなるから、公海における日本国民の行動が、日本船舶、日本航空機によるものである限り、日本国が有する日本船舶、日本航空機に対する排他的管轄権を根拠にして、公海上における行動の禁止およびその解除をなしうるものである。

都道府県知事は、国の機関として、この法理に基いて、公海における漁業の許可権を行使しうるであろう。すなわち、公海漁業の許可是、漁船に対してなされるものであつて、公海の漁場を指定するとしても、それは国権を公海に及ぼすという意味ではないと解さなければならぬ。ここに公海漁業の許可が必ず使用漁船を指定してなされなければならない理由がある。

公海漁業の許可が漁船を指定しないでなされるときは、許可を受けた人は、許可条件に従う限りどの漁船を使用してもさしつかえないが、外国漁船を使用した場合には問題があらう。公海にある外国漁船には日本国の規制権は及ばないからである。公海漁業の許可制の脱法手段として、外国漁船を使用してする方法があるので、特にこの脱法行為を防止する必要があるときは、これを禁止する立法がなされなければならない。例えば、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第一〇二条の四（さけ又はますの採捕の制限）の規定は、そのためと思われる。

船舶を使用しない公海漁業、例えばいかだを組んでそれに乗つてする場合や、航空機を使用してする場合についても、漁業法令の規制が及ぶか。この問題は、その漁獵行為が漁業の概念に含まれるかどうかによつて、または毒物や爆発物を使用する等の禁止漁法でないかどうかによつて、漁業法令の適用の有無が判断されなければならないであろう。それが漁業者の行為とみとめうる限り、または漁業者でなくとも禁止漁法をとるものである限り、漁業法、水産法資源保護法の規制の範囲に属するであろう。ただ、いかだには旗国主義は適用にならないので、漁獵行為者が日本国民である場合に限つて、属人主義に基いてのみ国内法令である漁業法令の適用があると解すべきであろう。航空機による場合は、その航空機が日本国籍を有する以上、旗国主義の適用により乗組の行為者の国籍にか

かわりなく、わが漁業法令を適用して規制するにいがでないであら。

前掲した昭和四年六月一七日および昭和七年七月二一日の大審院判決は、公海漁業について、日本領海外における日本漁船による漁業行為は、日本国内における漁業行為と同一視すべきものと解した。刑法一条一項および八条を適用して、公海漁業もまた国内犯と解したのである。この論法でいへば、外国領海内での漁業行為も、国内犯であると主張することになるであらう。この種の見解は、船舶の領土性のフィクションを基礎にしてのみ成立するものであるが、更に船舶を使用してする船外行為と、船舶内で船舶の使用とは関係なしにされた行為とを同一視する事実に関するフィクションの主張と、もう一重のフィクションの上に成立する見解といふべきであらう。元來、船舶および船舶内の行為に国内法が適用されるのは、その船舶の旗国がその船舶に対する管轄権（公海においては排他的管轄権）および裁判管轄権を有するが故であつて、領土性のフィクションに基くものではないと解すべきものである。この点に関するわが国の学者の見解は不徹底なものがみられる。<sup>(18)</sup>

(1) 公海に関する条約二条一項(2)号。なお、公海の自由の行使は、他國もまたの自由を有するから、他國の利益について合理的な考慮を払つてするを要する。」とのいふは、公海に関する条約二条一項によつて確立されている。

やひに前掲 Colomos, International Law of the Sea, 6th ed. P. 401. 参照。

(2) イギリスによつて漁業取締の必要性が認められたのは、ヘンリー七世の治世に、稚魚を荒す器具を使用するのを禁止する法律 (4 Hen. VII, c. 21) くハリー七世四年二二条条例) によつて、違反者に10ポンドの罰金を科した一四八七年に廻るやうのである。一六〇五年には、ジョーフィー・スー世によつて更に広範な制定法が制定され、沿岸海における「漁業者の大打撃や傷害および国家の妨害」となる或る種の漁獵手段が可罰的とされた。この法律 (3 Jam. I, c. 12 ジョーフィー・スー一世) は111

（四〇一）判例（条例）は、その後のイギリスの統治者によって継承された。シーベース被告事件（*Rex. v. Sibbernes, 1687*）による古い判例において、毎年七月二十九日から九月一日まで「ベーハム開港場名カーネルフーム開港場」がめおて網でやくふとひばならな」と漁業者に戒告がなされてゐる（一六八七年、*Marsden's Admiralty Cases*, p. 216）。あとはまるか最近の漁業資源保護の国内法の例としては、一九五五年の *The Sea Fish Industry Act* がある。この法律では、イギリスにおける田取の魚の産業に対する「そう進歩した組織についての詳細な規則を設けてある。

（四〇二）このような魚類保護の国内立法は、イギリス王国とノルウェー、デンマークおよびアイスランズとの間に、一九五九年に一九六一年の間に締結された協定に従って、今や必要不可欠のものとなつた。そして、その結果として、イギリスの船舶は、今日やばり北の三國の領海の三マイルの線の外側のいわゆる漁獵アーリングを禁止せられてゐる（C.J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. pp. 147-148）。

（四〇三）イギリスにおける一九六四年の漁獵限界条例（*Fishing Limits Act, 1964*）については、前掲 *Colombos, International Law of the Sea*, pp. 150-151. 参照……「イギリスは、一九六四年に、増強する外国との競争および他国の漁場拡大のためにイギリスの漁業が近年に受けた甚大な損失を防ぐために、領海三マイルの制限を漁業目的のために拡大する法律を通過せんことを決定した。しかしながら、漁業保護のための領海の拡張と同様の根拠において、伝統的な三マイル領海帯の問題を、いつのいとは全く別個のいへどして、商議するための有効な理由が存在しない。領海の範囲を最少限にするいとは、グロチウスの時代におけると同様に今日においても確かに必要である。しかし、常に膨張する世界の人口の増加を迎えるために海の食料資源を保護する必要は、全く異った取り上げ方を要求する」（Allen, *Freedom of the Seas*, A. J. I. L. vol. 58 (1964), p. 984）。

（四〇四）C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. p. 402 参照。

（四〇五）この問題は、前掲 *Colombos*, pp. 148-149 が、次のよう述べる。……「一八二九年と一九六四年の間に通過し

たすべてのイギリスの制定法は、漁業権のあらゆる問題について領海の三マイル限界を一貫して適用した。（一八三九年の制定法は、その年の英仏協定を実施に移したビクトリヤ女王の二年および三年の条令九六号 *Act of 2 & 3 Vict. c. 96* である。）この制定法の著名な例は、一八九五年の条令である。この条令は、スコットランドの沿岸から三マイル以内では或る種のトロール網曳の方法を用いてはならないと制定した後、「ふうとのみの三マイルの限界内の海帶は、一八八年の北海協定の全署名国により、右の海帶に關係をもつ署名各国の臣民を拘束するものと認められてゐるのでなければ、この節のために、イギリス王国の裁判管轄権の下にあるとはみなされてはならない」と規定する。次の協定、それはグレートブリテン、フランス、ベルギー、デンマーク、オランダ、およびドイツによって批准されたものであるが、この協定の第二条は、「各國の漁業者は、各國の沿岸の全範囲に沿う低潮線から三マイルの距離の以内において獨占的漁業権を享受しうる」と明示した。同様に、一九〇九年の禁止区域におけるトロール予防条令（エドワード七世九年八号条令 9 Edw. VII, c. 8）は、その条項の適用は、沿岸三マイル以上には拡大されないが、禁止された漁法によつて捕獲された魚は、イギリス王国において陸揚する」とも壳却するにともできないと、規定する。当時の外相エドワード・グレー卿は、一九一年に下院における質問に対する答弁において、「低潮線から三マイルの外で外国漁船がトロール船漁をするのを禁止する」とは、一般に承認された国際法の原則に反するであらへ」と述べてゐる（*Hansard, Commons, 5th series, vol. 21, coll. 1422*）。

(6) C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. pp. 150-151... 「イギリスが」の新条令（*Fishing Limits Act*, 1964）によれば、今日なお伝統的な三マイルの範囲を固守してゐるが、一九六四年六月十五日に草案の第一議会の際、當時の農業、漁業および食料長官によつて幾度も明らかにされた。彼が強調したのは「三マイルの限界は最近の世紀の間ににおいて一般的に確立せられたが、連合王国は、單にそれが国際法の伝統的見解であったとの故ではなくて、それが全体としてイギリスの漁業の利益と一致したという理由でもまた漁業制限主義を一貫して支持してきた」（*Hansard, vol. 696, coll. 994-1027*）ふじの点であった。しかし、以前に当時の国璽尚書のヒース氏によつて強調されたように、「国際的漁業問題は、若干の

諸国民によりかつ特にその沿岸からはるかな北大西洋海域に主たる漁場の多くを有する諸国による次から次への強引な公海の区域に加えられた拘束によって近年一そう悪化した。國際法の現在の状態においては、我々は、イギリス漁業者に、彼ら自身の沿岸水域におけるその排他的権利の同様の拡張を否定することに、もはや正当性の根拠を有しない。次に、我々は、我々の行動の自由を留保するために、一八八二年の北海漁業協定へのイギリスの参加の終了、それは一九六四年五月一五日発効、および一八三九年の英仏漁業協定の下で作成された漁業取締規定をまた一九六四年六月二十四日発効の我々の意図を通報するよう決定した。これは、これらの複雑な問題の満足すべき確定のための國際會議を進捗させるよう関係諸国に機會を与えるであろう。」(Hansard, vol. 676, coll. 715-717)。

(7) 公海における漁業の自由の制限は、近代技術の発達による乱獲の危険が増大したことに対する措置である。漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約は、すべての国に対して、その国の国民が公海において漁業に従事する権利を認める条件として、(a) 漁業条約上の義務に従うこと、(b) 漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約に定められている沿岸国の利益および権利に関する規定に従うこと、および(c) 公海の生物資源の保存に関する諸規定に従うこと、以上の三条件を掲げている。

(8) 漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約三条。  
(9) 水産庁経済課編、漁業制度の改革、二三九頁……「漁業者とは、漁業を営む者、つまり自己の名をもつて漁業を営業とする者であって、しかも単にその営業に出資するのみでなく自ら經營に参与する者をいう。……雇用される漁夫、雇人、その他漁業に使用される者が漁業者でないことはもちろん、……法定代理人、……支配人……会社が漁業を営む場合の取締役……は、漁業者ではない。」

- (10) 漁業法二条。
- (11) 外国人漁業の規制に関する法律四条。
- (12) 右に同じ法律三条。

(13) 漁船法九条一項。

(14) 漁船法二条一項。

(15) 大審院刑事判例集一六卷二一號一五三〇頁以下。

(16) 大審院刑事判例集八卷七号三五七頁以下。

(17) 大審院刑事判例集一一卷一四号一一二三頁以下。

(18) 小暮得雄・北島丸事件決定をめぐって、ジュリスト四六七号一三九頁は、「……元來、屬地主義なり屬人主義の法原則は、罪の成立ないし犯罪構成要件の該當を前提としてのちに生ずべき、刑法の地域的または人的適用範囲の問題である。したがつて、そもそも犯罪の成否をはなれて、罰則の属地的ないし属人的適用を論じる余地はない。」という説を提出している。刑法の適用があるからこそ犯罪構成要件の該當性の問題が生ずるのであるから、刑法の適用範囲の問題が犯罪成立の前提なのである。それ故、小暮教授の見解には疑問がある。また、同教授は、「……かりに同条項（漁業法六六条一項）の違反が成りたつとすれば、そこではじめて、いわゆる旗国主義の援用により、操業海域がたとえ外国の領海であろうと、漁業法罰則の適用を免れない、という関係にあつた……」と説かれているが、漁業法違反に漁業法の罰則を適用するのに、何故に旗国主義の援用を要するのか、私には全く理解し難いところである。元來、旗国主義は、船舶に対する排他的管轄権（行政上、技術上および社会上の事項についての管轄権）、裁判管轄権および行政上、技術上、社会上の事項についての規制義務を、その船舶の登録国（国籍国）に帰属させること（公海に関する条約五、六、一一条）の主張をいうものである。船舶の国籍所屬国は、その船舶に対して有する管轄権を根拠として自國のすべての法令を船舶内にあるすべての人と財産に適用するものなのである。

### 三 領海における漁業権の留保

公海上における漁獵の自由の絶対性の崩壊は、濫獲による水産動植物の枯渇の危険に諸国民が自覚したことに基づくものであるが、沿岸国の領海における漁業権の確保もまたこれと同じ根拠に基づくものであった。<sup>(1)</sup>しかし、沿岸

国の領海であることから必然的にそこにおける外国人の漁業が国際法によつて排除されるのではない。<sup>(2)</sup> 領海における外人の漁業を禁止するかどうかは、全く沿岸国の政策によるものである。<sup>(3)</sup> 現実の各國の制度は、決して一様でなく、大別すれば次のように三種の国家群に類別しうる。(1) その領海内においては、自国民のための排他的漁業権を確保する制度を採る国々。例えば、イギリス、フランス、ドイツ、ソビエト連邦およびイスパニヤがこれに属する。(2) その領海内における外国人の漁業を禁止することはないが、自國の国民に特別の法的保護を認める国々。例えば、ノルウェー、スウェーデンおよびイタリヤがこれに属する。(3) その領海内における漁獵の自由を、互恵主義に従つて、すべての外国人に認める国々。例えば、ポルトガルおよびギリシャがこれに属する。<sup>(3)</sup>

各国が領海漁業について採る政策の相違にもかかわらず、公海と全く同一でないことは、領海が国家主権の及ぶ海帯とされることに根拠を有する。ところが、領海と呼ばれる海帯の範囲についての確立された国際法はなく、各國の国内法または一方的宣言によつてその範囲が主張されているにとどまるのが今日の実情である。<sup>(7)</sup> このことは、漁獵の自由を保障される公海の範囲が、沿岸国的一方的な領海宣言によつて制限されることを意味する。そして、漁業に関する限り、領海の幅に対する各國の制度の不一致は、法と事実との不一致を招来している。すなわち、國內法の立場からは、自國の法のみが法であつて、外国の法は事実にすぎないから、領海とは自國の領海をいい、公海および外国領海は、国外の地域（國家主権の属地的には及ばない地域）としての法的地位を有するにすぎない。そして、国内法的には、外国の国内法を自國の法的内容とすることは、特別にその旨の国内法がない限り認められないことであるから、外国の領海の幅について自國の国内法に規定がない限り、国内法の解釈にあたつて、これを

考慮する必要はないであろう。ところが外国の国家主権の及ぶ海帶である外国の領海が存在することは事実である。しかもこの事実は、自国の法とは無関係に、外国の一方的措置で決定的に作り上げられているのである。この事実は、必ずしも国内法が予想する事実と一致するとはいひ難いであろう。例えば、わが国の法制上領海を三海里とするとしても、ソビエト連邦や中華人民共和国の領海も三海里として国内法を解釈するならば、それは法律上の擬制を以て事実を律しようとするものであり、正しい見解とはいひ難いであろう。

それはそうとして、前述したように、領海における漁業権の留保が国によつて一致しないことは、領海における自国民のための排他的漁業権の確立が、国際法として確立されたものでないことを意味する。それとともに領海に接続する一定海域について、漁業に関する保護区域が設定せられる新傾向があることは、領海の幅の不統一から生ずる漁業政策の修正の根拠を確保する運動として注目される。<sup>(8)</sup> そしてこのことは、漁業政策の必要性は、領海と公海との区別を排除するものであることを物語るであろう。すなわち、漁業資源の枯渇を防止するためには、領海における漁業権の留保という思想から、領海と公海との区別なく、自国民と外国人との区別なく自國の政策の下に統一するとの思想への転換がみられると思われる。しかしながら、漁業保護海帯を公海上に設けることが、公海としての性質および航海の自由を拘束するものではないとされていることは、十分に注目するを要することであろう。<sup>(9)</sup>

漁業保護海帯の設定は、公海を一般的に一国の主権の下に置こうとする企図ではなく、漁船（漁獵に従事中の船舶）に限り、漁業保護海帯においては、旗国主義の一般的適用を制限しようとするものにすぎないと思われる。もつとも、このことの実施のためには、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約に基づく関係諸国間の協定を必

要とするであろう。

領海における漁業権の留保が前述のようなものであるとすると、漁業法令の立法および解釈において、外国の領海を除外することを一般的原則と解することには、法的にも事実上にも疑問なきを得ないであろう。しかしながら、漁業資源の保護施策の必要によつて、公海の自由の原則、特に航行の自由や海底電線及び海底パイプラインの自由を排除するものであつてはならない。それ故に、公海の部分に漁業保護海帯を設けるとしても、それによる公海自由の拘束は、漁獵の自由の制限に限られなければならない。したがつて本質的に航行の自由を制限することになる性質をもつ漁業権（例えば定置漁業、区画漁業、共同漁業のような海面を排他的に占有することを認める漁業権）を、公海上に設定することは、漁業資源の保護を名目にするとしても、国際法上許されないことである。この法理の根拠は、更に一そつ本質的であり、公海上に定置漁業<sup>(10)</sup>等の海面を排他的に占有して行なう性質を有する漁業権の設定をすることを免許する権限は、いづれの国家にも認められていない。いづれの国家も、公海において海面を排他的に占有することを有効に主張することは、国際法により認められないからである。<sup>(11)</sup><sup>(12)</sup>

漁業権（排他的に海面を占有して営む漁業をする権利）設定の限界は、これを免許する権能を有する国家またはその権限を委任された都道府県知事の権限の範囲に限られる。このことは、漁業の許可権が国外漁業についても成立するとの根本的な違いである。漁業権の設定免許は、海面の主権的支配を伴なわざしてはあり得ないが、漁業の許可是漁獵の一般的の禁止の解除にすぎず、海面の主権的支配を生ずることはないものだからである。特定海面における漁業を許可することが、その海面の主権的支配を意味しないことは、漁業許可が特定の漁船に対し一定の海面

で漁獵するとの許可であつて、これにより一定の海面を排他的に占有する」とを許可するものではないし、また事實上も許可漁業においては一時的にもせよ一定海面を排他的に占有することを許すものではないことから、根拠つけられる。したがつて、許可漁業は、海面の主権的支配すなわち海面の排他的占有を伴なわない性質をもつ漁業に限られなければならない。そして、免許漁業すなわち漁業権漁業は、國家の主権的支配の及ぶ海面すなわち自國の領海に限つて成立するのが原則である。ここに原則というのは、外国の領海においても、國家間の同意があれば、漁業権の免許も法律上可能だからである。しかしながら、公海は如何なる国家も主権的支配を及ぼすとの許されない海域であるから、如何なる国家も漁業権漁業を公海において免許し得ることを有効に主張するとは許されないであろう。

- (1) C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. p. 147 ... 「漁獵する権利の留保——公海においては、漁獵はすべての者に絶対的に自由である。しかし、領海においては、これらの国も、その国民に漁獵する権利を確保し、または指定した制限内でその行使（漁獵する権利の行使）を限定する規定を制定する権利を有する。ウイリアム・ウェルウッドは、一六一三年に著述して、この基本的な考え方のわかりやすい説明を与えたが、その根拠づけを、彼は、一地方の居住者の沿岸漁場に対する固有のかつ排他的な権利の上に置いた。海のこのような部分が沿岸国に所属しなければならない主要な理由の一つは、これらの漁場が万人による自由使用の結果として枯渇してしまうかも知れぬ恐れがある」とである。（William Welwood, *Abridgement of all sea-laws*, chapter 26.]
- (2) 領海及び接続水域に関する条約一四条五項の反対解釈。
- (3) いの点について、わが国の国際法学者の中には、一国の領海であることが必然的にその排他的漁業権の根拠であると解し

てゐると思われる人があるが、このような見解が国際法の原則として確立されているかどうかは疑問である。〔シリスト〕に発表された北島丸事件に関するいくつかの論文の論者は、この疑問の多い考え方を当然の法理としていられるようである。その一例として、

入江啓四郎・北島丸事件、ジュリスト三九九号五九頁は、「……ソビエト公共用水面とは、日本漁業活動のために公共の用に供される水面を指すのであって、ソビエト領海は条約上の合意でもないかぎり、日本漁業にとって公共用水面域とすることはできず、また公海に接続するソビエト領海にも、漁業法の適用はない。」とされているが、この論法は、領海及び接続水域に関する条約の規定を全く無視してなされたもので、法理論としては正確でない。漁船といえども領海の無害通航権を有するし、領海条約一四条五項の規定によれば、外国漁船の通航が無害でないとされるのは、沿岸国がその領海における外国漁船の漁獲を防止するために制定公布する法令に、外国漁船が従わない場合に限られるのである。したがつて、沿岸国の漁業法令が禁止していない漁獵を、外国漁船が外国領海において行なうことは、国際法上許されるのである。それゆえ、日本漁船によるソビエト領海における漁獵について漁業法を適用する必要性が法理論上全くないとはなし難いであろう。そうであれば、無許可操業罪の構成要件の場所的限定を問題とするにあたつても、外国領海を一般的に排除する論拠は、薄弱であるといわねばならない。ソビエト連邦の国内法がその領海における外国人漁業を禁止していることは、国際法の一般原則を左右することにはならない。それはわが国にとって事実問題にすぎず、ソビエト領海にあるわが国の漁船に対しわが国の国内法を適用することを法的に排除する理由にはならないであらう。

(4) これについては、J. T. Jenkins, *The sea fisheries* (1920), よみだ Renn, *The origin of the right of fishery in territorial waters* (1926) を参照。

(5) C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. p. 147 参照。

(6) 一九五八年のジュネーブ条約（領海及び接続水域に関する条約）においても、領海を測定する方法が採択されたにじぶんま

り、領の幅については、遂に各国の一一致点を見出すことができなかつた。

(7) 領海の幅について、三海里（三マイル）制をとる国的主要なるものに、イギリス、アメリカ合衆国、日本等がある。イギリスが領海三マイル制を宣明したのは、一九世紀の初めにおける捕獲審査においてであつたといわれる。すなわち、一八〇〇年における The Twee Gebroeders 事件および一八〇五年の The Anna 事件において領海三マイル制が宣明されたのである。その後、一八一八年一〇月の英米間に締結された漁業および奴隸制限条約においても、漁業許容区域について三マイル制をとつていた。国内法としては、一八七八年の領水管轄法（The Territorial Waters Jurisdiction Act）がある。ところが、この法律は、領海を定義して、「領土主権のうちにあると国際法で認められる沿岸接続の海の部分を意味する」ものとし、直接にイギリスの領海を三マイルとするとの規定ではない。しかし、この法律は、イギリスの領海を三マイルとする慣例を法律によって間接的に認めたものと解されている。しかしながら一九六四年の漁獵限界条例（Fishing Limits Act, 1964）は、漁業目的による領海三マイルの制限を拡大するものとして注目される。

アメリカ合衆国が領海の範囲について宣言したのは一七九三年四月二二日付の大統領布告（中立布告）であつた。この布告において、合衆国の領海の範囲は当分の間沿岸から一海リーベグ（すなわち三ジオグラフィカル・マイル）とすると述べられている。その後も領海三マイル制の主張は原則として変更されていない。

日本が領海三マイル制を採用したのは、明治三年（一八七〇年）七月、領海を三里とする旨を布告し、明治五年四月二四日布告第一三〇号によつて、明治三年の布告に「領海三里の里は海里の意味であり、「海里ハ一度六〇分ニヨ以テ一里ト定ム、即チ陸里一六丁九分七厘五毛ナリ」と規定したのに始まる。

ソ連は、領海一二マイル制を採用しているが、それは、一九二一年五月の人民委員会の決議であつた。さらに一九二七年六月一五日付の「ソビエト連邦国境警備条令」第九条B項は、「海岸境界に沿い、ソビエト連邦の国際取極めに別段の規定のある場合を除いて、大陸および島嶼の最大干潮線から起算して幅員一二海マイルの海上地帯」をソ連の領海とした。この条令を改

正した一九六〇年八月のソ連邦国境警備条令第11条にも、同様の規定を設けている（前掲第一、一の注2参照）。

ブルガリヤ人民共和国は、一九五一年一〇月の改正憲法で、領海一一海マイル制を採用してゐる。

中華人民共和国は、一九五八年九月四日全国人民代表大会常務委員会の批准により、「領海に関する声明」を宣布して、「中華

人民共和国の領海の幅は一一海里とする」とし、いる。

(8) C. J. Colombos, *International Law of the Sea*, 6th ed. pp. 152-153... 「アメリカ合衆国における漁業権——一般に三海里に固定された、領海に属する海帶内における漁業について制定法を制定する権限は、連邦最高裁判所によつて、特殊的にはマンチュスター対マサチューセッツ (Manchester v. Massachusetts, [1891] 139 U. S. 240, 257.) の判例において、再三再四支持された。領域裁判管轄権は「漁業に対する統制権を含むもので、魚が回游魚であると海底に定着もしくはめぐら込んだ魚であると問わない」ということは、そこにおいて支持された。最近の太平洋の漁業資源を保護するようとの切望は、合衆国において、外国人と国民とに同様に統制権を行使しうる範囲の拡大のための唱導を導き出した（例えば、Leonard, *International Regulation of Fisheries*, 1944, pp. 135, 157-172; Allen in A. J. I. L., vol. 36, 1942, p. 115; よりも、Bingham in Stanford University Press, 1938, p. 3）。一九四五年九月一八日には、沿岸に接続する領海線の外側の水域における漁業に関する新政策が、大統領の声明を以て、合衆国によつて開始された。この声明によつて、合衆国は、漁業資源の保存に対する緊急の必要があるとの見地から、漁業活動が大きなスケールで展開され続けられてきた、あるいは将来において展開され続けられてゆる可能性のある、合衆国の沿岸に接続する公海のこうした海面において、保護海帯を確立した。漁獵が合衆国国民のみで經營されるものでは、取締と統制とは合衆国単独でなされるであろう。漁獵が他の國々の国民と合同して営まれるといふでは、合同の保護海帯が確立されねばならない。その声明は、他の諸国に保護海帯を確立すべき類似の権利を認容するところに、「保護海帯が確立された海域の公海としての性質および航海についての諸国民の自由かつ妨害されない権利は、前述した如く、如何なる方法によつても影響をうけない」 (A. J. I. L., vol. 40, 1946, Supplement, pp. 46-47 による) と述べて終

つてゐる。同様の声明が少し後にメキシコの大統領によつて発せられてゐる (New York Times, October 31, 1946 による) が、アメリカの法令と明らかな対照をなして、アルゼンチン、ニカラガ、チリ、ペルー、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドルおよびホンジュラスは、その後、声明によつて、大陸棚の全水域に及ぶ国家主権を主張した。これらの一方的要要求の法律的効力は、アルゼンチン、チリ、エルサルバドルおよびペルーに対する覚書において合衆国政府によつて既に指摘されたようくに疑う余地のあるものである。これらの声明が「国際法の一般に承認された原則と相違して」いると思われる理由で、その政府は、これらの法令もしくはそれを実施にうつす手段の「効力に関する限り、合衆国の権利と利益を留保した」。その後になつて、合衆国は、メキシコおよびコスタリカとの二つの双務条約を締結したが、それは専らこれら締約国の沿岸から離れた、かつ締約国の各領海の外側における漁場の「保護」に対するものであった。」

(9) 前掲注(8) 参照。

(10) 水産庁経済課編、漁業制度の改革、新漁業法条文解説、二五八頁……「[定置]とは、従来の定置と同じ概念で、一定の場所にのみ漁具を敷設し、その敷設場所を変更することはないことである。……もともと敷設および撤去が短期間に反覆して行なわれても、つねに敷設場所が客観的に一定していればよい。」

右同、二五九頁……「漁具を定置して……すべて定置漁業権である。」

(11) このことは、公海に関する条約第二条が「公海は、……いかなる國も、公海のいづれかの部分をその主権の下におく」とを有効に主張することができない」と規定していることからの法論理的帰結である。

(12) 漁船第一二・三光丸によるさけ刺し網漁業の無許可営業事件においては、さけ刺し網漁業が、漁業法第六条に定義する定置漁業の疑があるのに、この問題の究明は全く顧慮されなかつた。同時に審理された第一ゆき丸による小型さけ・ます流し網漁業の無許可営業事件と、漁業形態において相違があるので、同種の事件として取り扱かれた。罪法定主義の原理に照らすとき疑なきを得ない。漁業法の定義は、次のとおりである。

漁業法第六条、「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて、左に掲げるものをいう。

二 北海道において、にしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く）を主たる漁獲物とするもの

## 第五 外国領海における漁獵に対する旗国の法的規制の根拠と限界

——漁業犯罪の国外犯説に対する批判

### 一 外国領海における漁獵の国内法的規制の問題点

外国領海における漁獵に対して外国の主権的規制があるかどうかは、国内法の立場からは事実であるにすぎないことは、前述したところである。したがつて、国民の外国領海における漁獵を禁止するか否かは、国内法の規定内容の問題である。外国の領海には、自国の国家主権を属地的に及ぼすことは許されない。しかし、外国領海内における自国民の行動を国内法によつて制限したり、あるいは制限の解除をすることは、外国領海に対して自國の主権を属地的に及ぼすことはならない。漁業政策上の必要から、漁船の数を規制し、許可のない漁船による漁業経営を禁止するために、自國の漁業者が無許可の漁船を使用して外国領海内で漁獵することを禁止することも必ずしも無意義なことではない。学者の中には、外国領海には自國の主権は及ばないから外国領海は漁業法の適用範囲外であると説く人があるが<sup>(1)</sup>、その意味は、外国領海における漁獵については漁業法を適用して処罰することはできないとするにあるから、この見解は疑問である。漁業法の適用を以て海面そのものへの適用、いいかえれば漁業法の属地的適用の意味に解するならば、論者のいふとおりであろう。しかし、国内法である漁業法が國の主権を及ぼすこ

とのできない外国の領域に属地的に適用できることは、論ずるまでもないことである。じつは、この漁業法の適用は、そのような意味におけるものではない。元来、漁業法は、わが国の漁業者およびその漁業手段である日本漁船を規制するための法律である。国の主権の及ぶわが国の領海内においては、属地的な漁業法の適用（例、漁業権の免許、取締）もなされるであろうが、公海および外国の領海については、漁業法の適用は漁業者および日本漁船を対象としてなされるものであり、属地的な適用は主張し得ないものであることは当然である。問題は、外国領海内での日本漁船の漁獵について、わが国の国内法である漁業法によって規制することが、法理論上許されるか、許されるとすればその規制方法の限界はどうかということである。

外国領海内の日本漁船の漁獵が、もっぱら外国漁業者のためにするものであるか、またはわが国内における漁業經營の手段でない場合には、わが国の漁業法による規制の必要はないであろう。したがって、漁業法の適用は考慮外に置かれるであろう。しかし、外国領海内の日本漁船による漁獵がわが国内における漁業經營の手段としてなされている場合には、漁業政策上、それに対する法的規制を必要とする場合があるのである。特にクナシリ島の領海のように、その地理的関係から北海道の沿岸漁業の漁場とみるのが事実問題として妥当な海域における日本漁船による漁獵が、北海道における漁業者によってなされる場合には、これに対し、わが漁業法令による規制を加えることが、わが国の漁業政策上重要なことになるであろう。

このことは、クナシリ島の法的地位が事実上外国領海に等しいか否かによって影響をうけるものではない。すなわち、事実上日本国が行使をなし得ない海域であるかどうかは、漁業法令の適用について障害となるもの

ではない。外国領海にある日本漁船の漁獵をわが国内法である漁業法令で禁止または制限することは法的に可能であるし、国外にある日本漁船に対する国内法としての漁業法令の適用は、旗国の船舶管轄権および裁判管轄権を根拠として、法的に可能となるのである。ただ、外国の領海においては、その外国の領土主権と刑罰主権がすべての国の船舶内にある人とその行為に及ぶ場合があるので、この場合には、事实上、領海国の法令と旗国の法令とが重複して適用になるという現象を生ずることがあるであろう。しかし、この場合においても、旗国の国内法の立場からいは、領海国(の法令による規制の有無は事実問題にすぎず、旗国の船舶管轄権と裁判管轄権を根拠とする旗国の法令の適用のみが法律上の問題なのである。

- (1) 入江啓四郎・北島丸事件・ジュリスト三九九号、五九頁、小暮得雄・北島丸事件決定をめぐって、ジュリスト・四六七号・一三九頁、横田洋三・涉外判例研究・ジュリスト・四二四号・一五〇頁。なお、今井威・南千島周辺海域に対する漁業法の適用・阪大法学七二・三合併号・二五二頁は、日本が法律的に領土権を保有しない場合、領土権を保有するが施政権を有しない場合、領土権は保有するが事実上施政を行ひ得ない場合とに分ち、前二者の場合には漁業法の適用はないが、第三の場合には漁業法の適用も可能であるとする。この説も、結局は外国領海には漁業法の適用はないとの見解に帰する。

## 二 外国における漁獵の国内法的規制の法的根拠と限界

国家が領海内における自国民の漁業について特別の保護を与え、外国人の漁業を禁止または制限する制度をとることは、国家主権に基づくこととして一般的に認められているところであるが、<sup>(1)</sup>しかしこのことは、他国に対しいづれかのこれに対応する法的措置をとることを義務づけるものではない。外国人が外国漁船を使用して禁止された領海漁獵を行なうときは、領海の主権国家は、直接にその国内法を以て外国漁船を取締り、違反行為者を処罰する

ことが認められており、<sup>(2)</sup> この場合、外国漁船の旗国に責任は及ばない。しかし、外国漁船の旗国が有する船舶管轄権が領海の主権国家の刑罰主権によって拘束をうけるに至ることは避け難いことであろう。それ故に、旗国はその国内法によってその管轄する漁船（自国の国籍をもつ船舶）の外国領海における漁獵行為を禁止または制限することによって、自國船舶管轄権の防衛と自國漁船の間接的保護をする権利を有すると解しうるであろう。この国内法による自國漁船の他国領海への出漁の禁止・制限は、國家の権利であるが義務ではない。したがって、外国領海における漁獵について国内法的規制をする必要があるかどうかについては、船舶管轄権の維持および漁獵行為者に対する予防的保護の問題が重要な要素として考慮されていなければならぬであろう。それとともに、漁業調整の目的からなされる漁船統制の必要のため、自國の取締権の行使のできない外国領海における漁獵を禁止する必要が生ずることも見逃がせないところであろう。要するに、外国領海における漁獵の国内法的規制の立法の根拠は、領海の法的規制に従うものではなく、自國の漁業政策と船舶管轄権の維持ならびに漁獵行為者の予防的保護とに求められるべきものと思われる。

最近、いわゆる北島丸事件の判決をめぐって、漁業法の適用範囲が公共の用に供しない水面には及ばないとされていることを取り上げて、外国領海は公共の用に供しない水面であるから漁業法の適用範囲外であるとの議論がなされた。これに対し、札幌高等裁判所は、昭和四三年一二月一九日の判決において「水産資源の適正利用の見地からは、沿岸操業の事実上可能なおよそ全海域が規制範囲とされ、また漁民保護の立場からも、それには抜け駆け的な漁獲競争も抑止されるべきだから、同様におよそ事実上操業可能な全海域が規制の範囲に含まれるとするのが最

も目的にかなうことになる。すくなくとも、当該海域での操業が、わが国における水産資源の適正利用と漁民保護とに相当の影響を有する場合には、「これを……（漁業法）の適用範囲に含めなければならない積極的な必要性が認められる」と説示した。公共用水面であるかどうかは国内法の立場から判断されなければならないから、国内法によって私有水面とした水面以外の水面を指すと解するのが正当であろう。外国領海を国内法によって私有水面とした例はないし、<sup>(4)</sup>国際法によるも外国領海は公共用水面とされているし、事実上もいづれの国もその領海を一般的に私有水面とした例はない。したがって、札幌高等裁判所が外国により事実上占領されている外国領海ともみなすべき水面をも公共用水面とする前提の下に「事実上操業可能な全海域」を漁業法の適用範囲としたことは正当な解釈であるといわねばならない。

それはそうとして、この札幌高等裁判所の判決理由の中に、外国領海における漁獵の国内法的規制の限界として、「わが国の水産資源の適正利用に相当の影響を及ぼすものであること」と「漁民保護とに相当の影響を有すること」を指摘していることは、注目すべき見解であろう。外国領海における漁獵がこのような影響をもつ以上、国内法によりこれに規制を加える必要があると解することは不当ではないであろう。ただ、国内法的規制の根拠と限界がこれに止まるかといえば、問題は残るであろう。

この問題のうち、規制の根拠については既に述べたから、ここでは規制の限界について検討を加えることとする。まず、外国領海における漁獵を禁止する限界として「その漁獵が自国の漁業調整に相当の悪影響を及ぼすものであること」があげられる。もしわが国の漁業調整に影響を及ぼさない外国領海もしくは漁業形態においてなされる

のであれば、このような外国領海での漁獵行為は、わが国の漁業法令の適用外のものと解するのが至当であろう。例えば、南洋諸国の領海内で沿岸漁業を営んだ場合の如くである。

次に「自国の漁船による漁獵行為」に限られなければならない。このことは、自国の漁民保護のためであることからくる帰結に限られない。それは、国外にある漁船に対し国内法を適用しうるための国家の権能の根拠として、國家の船舶管轄権の範囲内であることが必要だからである。このことからの法的帰結として、外国の領海における漁獵行為が外国漁船によってなされるものである場合には、自国民による漁獵行為を処罰する旨の国内法の規定を設ける必要性が特に認められない限り、規制の対象にはならない。この場合の規制は、船舶管轄権を根拠とする旗国主義に基くのではなく、属人主義に基く規制である。船舶を使用しない外国領海内漁獵の規制も属人主義に基づくものであるが、外国漁船による外国領海内の漁獵や、船舶を使用しない外国領海内での漁獵を、属人主義に基き、国外犯として処罰する必要性が、漁業政策上の必要性と認められるかどうかは、疑問が多いといわなければならぬであろう。

外国領海における漁獵を規制する限界として第三に取り上げるべきことに「自国の漁船を使用するものである限り、行為者の国籍は問わないこと」がある。これは、船舶がその旗国（国籍国）の船舶管轄権に服するものであること、およびその船舶内にある人はすべてその船舶の旗国の裁判管轄権に服すべきものと解されるからである。

更に、規制の方法としては、特定の漁業について一定の海面における操業を一般的に禁止し、特定の漁船に限つて船舶毎に漁業者に許可を与える方式がとられなければならない。漁獵の規制は、漁船を統制することによって可

能となるからである。この場合、船舶の同一性が問題となる。<sup>(1)</sup>

- (1) 領海および接続水域に関する条約一四条五項参照。
- (2) 領海および接続水域に関する条約一六条一項と同条約一四条五項との関連からの法的帰結である。
- (3) 高等裁判所判例集二一巻五号六五四頁以下。
- (4) 領海及び接続水域に関する条約は、領海が公共用水面であることを前提とするものである。領海が沿岸国の主権の下にある」とは、水面の公共用性を排斥するものではない。

(5) E. C. Benedict, *The American Admiralty and Practice*, 4th ed., p. 126.. 「船は、その後の修繕および改造によってそれを組立てている原材料が時の経過するにつれて完全に代替せられてしまつたかもしぬなくとも、常に同一船舶であるが、もし改造の意図なくして船が全く解体され、かつその同じ材料によって厳密に同じ方法で船の再建がなされた場合には、それは同一ではなくて他船である。」

### 三 無許可漁業犯罪の国外犯説

いわゆる第二の北島丸事件の上告審判決は「漁業法……は、……漁業法……の性質上、わが国領海内における同法……違反の行為のほか、前記範囲の公海およびこれらと連接して一体をなす外国の領海において日本国民がした同法……違反の行為（国外犯）をも处罚する趣旨を定めたものと解すべきである」とし、また「漁業法の漁業禁止の規定およびその罰則は、当然日本国民がかかる外国の領海において営む漁業にも適用される趣旨のものと解するのが相当である」と説示した。<sup>(1)</sup> 最高裁判所は、右のほか、さけ刺し網漁業を禁止する北海道海面漁業調整規則違反についても同趣旨の説示をしている。<sup>(2)</sup> すなわち漁業者による無許可の漁獵行為（無許可操業）は、それが外国の領

海内でなされても、わが漁業法令の適用があるのは、漁業法令の立法目的からみて、日本国民の国外犯として処罰する趣旨であると解されるからであるとするのである。

この最高裁判所の見解は、従来の大審院判例がとつていて日本船舶内行為説（国内犯説）を排除する新判例である。大審院の判例の見解は、船舶の領土性のフィクションを根拠とするものであつて、今日の法感覚からは結局維持され難いものであることはいうまでもないが、この度の最高裁判所の判例のとる国外犯説も、いろいろの点で疑問がないではない。例えば、日本漁船に乗組む外国人漁業従事者の無許可漁獵行為は、日本国民の国外犯とすることはできないであろうし、また、旗国の法律上は適法な外国漁船に乗組む日本人漁獵従事者の国内法上は無許可の漁獵行為は、日本国民の国外犯とされることになるであろう。<sup>(3)</sup> 国外犯説が含むこのような疑問点は、結局、漁業犯罪が漁船によつて行なわれるものであるが、その漁船には旗国の船舶管轄権による法的支配とその裁判管轄権による法的支配が第一次的に及んでいるため、乗組員や乗客の国籍を根拠とする法的支配が第二次的地位に置かれていることを看過したことから生ずるものと思われる。漁業の許可が漁船毎になされるものであることは、漁船が漁業手段の単位の基礎であることを意味するであろう。すなわち、漁業における漁獵行為は、漁船を単位として実行されるものであり、乗組漁夫の一人一人を単位とするものではないであろう。このことは、国外漁業上の違反行為もまた漁船を単位として成立することを認めなければならない根拠となる。

国外漁業における国内法違反が漁船を単位としてのみ成立するとされなければならない一つの根拠は、漁船が海上に孤立する船内社会を形成する運命共同体であり、乗組員や乗客の行動は、すべてその漁船の統率者の統制下に

おいてのみ許容されることである。したがつて、漁船を使用する漁業犯罪においては、その正犯は、漁船の統率者である漁獵長およびその協力者である船長である。また、漁獵長の外に漁業者があるときは、その漁業者もその漁獵行為を命じまたは予見している限り正犯である。しかし、それ以外の乗組員については、違反漁獵であることにについて予見もししくは認識して漁獵行為をしたものでない限り、期待可能性のない行為であるといわねばならない。その反面、違反漁獵に従事する漁船であることを認識していながらその漁船に乗組むものであれば、その乗組漁獵者が外国人であつても、国内法によつて刑事責任を追求されるであろう。それとともに、外国漁船に乗組む日本国民である漁獵行為者は、自からが漁獵長もしくは船長であると、単なる乗組員の一人であるとにかくわらず、日本國の領海の外においては、その漁船の旗国の排他的な船舶管轄権に基づく法的規制をうけ、その裁判管轄権に服することになるから、その漁船は日本国の漁業法令に基づく許可を得る義務を課せられることはない。したがつて、日本国民が外国漁船を使用してする日本国の領域外における漁獵行為は、それが国内法によつて禁止されていない限り、刑事責任を問われることはない。もし、前掲の最高裁判所の判例が、わが国の領海外における日本国民の漁業につき、使用漁船が日本船舶であるかどうかを問うことなく、これを国外犯として処罰する趣旨の説示であるとするならば、上述した理由で正当な見解とはいひ難い。しかし、右の最高裁判所の判例は、無許可漁獵罪を以て日本国民の国外犯としたに止まり、使用漁船が日本船舶であるかどうかを問わないとは、述べていなかつて、判例の趣旨をこのように解するならば、疑問であるといわねばならないであろう。

しかしそうとはいつても、日本国民の国外犯という考え方には、国外にある船舶に対する旗国の管轄権および裁判

管轄権が国外においては旗国の法が適用される根拠であるとの、海事国際法の原理と必ずしも結びつかないものであるし、また漁業法令が国外における違反を日本国民の国外犯とすると明規した場合が特殊な場合に限られていることからみても、全面的には肯定し得ないものであろう。したがつて、漁業法の罰則を以て、日本国民の国外犯处罚規定であると断定することは正しくないと思われる。

(1) 判例時報六二七号二七頁四段。

(2) 判例時報六二七号一七頁三段。

(3) 判例時報六二七号一六頁は「本件各判決は、本件各罰則は、わが国領海外における日本国民の漁業につき、使用漁船が日本船舶であるかどうかを問うことなく、これを国外犯として处罚する趣旨であると解した」としている。

(4) 指定漁業の許可及び取締り等に関する農林省令一〇二条の四是、「赤道以北の太平洋の海域においては、農林大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶において、さけ又はますの採捕に従事してはならない。」と規定し、同省令一〇六条においてその違反者に対する罰則を定めている。この規定は、国外犯处罚の立場に基くものである（判例時報六二七号一六頁二段）。しかし、この規定をもつて、漁業法令が国外犯处罚を原則としたものと解することは誤りである。

#### 四 無許可漁業罪の本質と漁獵場所の犯罪構成要件上の地位

それはさておき、無許可漁業罪の本質を究明するためには、さらに、この罪の保護法益および客観的刑事責任の根拠について、分析検討を試みねばならない。

まず、無許可漁業罪の保護法益であるが、それは水産動植物そのものなのか、あるいは水産動植物採捕の適正確保のために確立された漁業秩序なのかが問われなければならないであろう。

漁業の許可制が、水産動植物の濫獲を防止し、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持するためには設けられた漁業生産に関する基本的制度の一つであることは、漁業法および水産資源保護法の規定から知ることができる。<sup>(1)</sup> そして、一般的に禁止された漁業を許可を、得ることなく営む行為は、漁業者が漁業法令による漁業統制に服さないが故に違法とされるものと解し得るであろう。許可を得てなされる水産動植物の採捕は違法とはされない。このことは、水産動植物そのものが保護法益ではなく、水産動植物採捕の適正確保のために確立された漁業秩序が無許可漁業罪の保護法益であるとの結論を引き出す根拠となるであろう。

すなわち水産動植物採捕の適正確保という漁業政策から設けられた漁業者に対する法的規制に違反する漁獵行為であるからこそ、無許可漁業の実行は可罰的行為とされるのである。そうであるならば、無許可漁業行為の可罰的違法性の根拠は、漁獵行為そのものにあるのではなく、漁業秩序に従がわないこと、すなわち漁獵行為をするにあたって許可を得ていないことにあるというべきであろう。そして、このような無許可漁業行為に加えられる刑事責任非難は、第一次的には、漁業政策の立場からなされるものであるが、それだけではなく、漁業政策により確立された漁業秩序に服することが社会的要請として漁業者間の道義となつている場合には、道義的責任の性質をも帶びてくるであろう。

無許可漁業行為の可罰的違法性を右のように解する場合、この行為の罪の本質は、侵害犯ではなく、抽象的公共危険犯であると解するのが妥当であるといわねばならない。すなわち、無許可の漁船を以て漁獵行為に着手することにより犯罪が成立し、現実に水産動植物の採捕をしたかどうか、具体的にどのような漁業秩序が危険となつたか

は、犯罪の成否に關係しないと解すべきものであろう。

無許可漁業罪の性質は、右のように解すべきものであるから、その犯罪構成要件は、許可を必要とする漁業について、許可を得てない漁船を使用して漁獵をすること（故意犯）であり、漁獵場所が領海内であると、領海外（公海または外国領海）であるとは、犯罪の構成要件を直接に左右するものではないである。領海外の海面であることが犯罪構成要件に関連をもつてくるのは、許可を必要とする漁業の限界を決定する際に、問題とされる場合においてである。しかも、この場合においても、漁獵の場所が領海外であることが直接に犯罪構成要件とされるのではなく、間接的な地位を占めているにすぎないとみるべきであろう。<sup>(2)</sup>

(1) 漁業法一条、五二条、六六条、水産資源保護法一条、九条、一〇条等参照。

(2) 漁獵の場所が外国の領海である場合には、國家権力に基づいて規制できないから、結局は国内法の適用外の場所での行為であり、したがって犯罪構成要件に該当しないとする見解が裁判所（高等裁判所刑事判例集二二卷六号八六九頁以下、特に八七二頁参照）および学者（入江啓四郎・ジュリスト三九九号五九頁、小暮得雄・ジュリスト四六七号一三九頁）によって発表されたことがある。この種の見解は、昭和四六年四月二二日の最高裁判所の判決理由および検察官の上告趣意における見解によつて克服せられたと解しうるであろう。

## 五 無許可漁業罪の可罰的違法性の大きさおよび質の問題と漁獵場所との関係

次に、無許可漁業の可罰的違法性の大きさと質の程度<sup>(1)</sup>を認定する根拠・基準は何かということを問題とするであろう。特に、外国の領海における無許可漁獵行為を、無許可漁業罪として処罰しうるためには、それが現行犯罪に對するものでないだけに、重要性をもつと思われるからである。

この問題に関連して、第八北島丸事件の控訴審判決の理由書<sup>(2)</sup>の中で「当該海域での操業が、わが国における水産資源の適正利用と漁民保護とに相当の影響を有する場合には」これを漁業法令の「適用範囲に含めなければならぬ積極的な必要性が認められる」と述べていることが回顧されるであろう。この判決理由の趣旨は、当該海域の操業に可罰的違法性を認めるべき根拠として「わが国における水産資源の適正利用と漁民保護とに相当の影響を有すること」を指摘したものと解すべきものであつて、漁業法の適用範囲を示したものと解すべきでない。何故なれば、国内法の地域的適用範囲は、国の領域内に限られるものであるからである。国の領域外の海上については、船舶、航空機に対する国籍を根拠とする管轄権と裁判管轄権とを基礎として、その船舶、航空機に国内法を適用するという関係が成立するに止まることは、これまでにしばしば論じてきたとおりである。そして、漁業法令において問題になる國の領域外の海面は、国内法の属地主義的適用の海面としてではなく、漁船毎になされる許可の内容としての海域であるにとどまるものだからである。したがつて、判決理由にいう「適用範囲に含める」ということの意味は、許可をするかしないかの対象となる海域の範囲、すなわち、漁業政策にあたり考慮されている海域の範囲内にあるという意味であると解されるであろう。

それはそうとして、無許可漁業罪の可罰的違法性の大きさは、この犯罪が漁業政策上確立された漁業秩序に対する抽象的危険罪であることから論ずれば、結局、無許可漁業行為（無許可で漁獵しその漁獲物を国内に搬入して営業する行為）がもつ漁業秩序に対する危険の程度によって、認定されるものというべきであろう。その危険は抽象的危険で足りるが、その危険の大きさは、具体的な行為の漁業秩序に及ぼす影響の大きさである。したがつて、無

許可の漁業行為であつても、それがその国の漁業秩序に影響を及ぼさない場所でなされたものであれば、可罰的違法性はないから犯罪とならない。例えば、無許可の日本漁船を使用して公海である地中海において沿岸漁業である小型機船底曳網漁獵をして日本国内に陸揚し漁業を営んだ場合、外国政府の許可をうけて外国領海内で漁獵をし、漁獲物を外国に陸揚して国内に搬入しない場合の如きである。しかし、国内の港を根拠地として営まれる漁業である場合は、無許可漁獵の行為は、漁業秩序に影響を及ぼすと認められる事情が存在する限り、可罰的違法性があるであろう。この場合、漁業秩序に影響があるかどうかについては、漁業者の一般的意見または世論が考慮されなければならないであろう。

- (1) 可罰的違法性の意味およびその大きさと質の問題の理論については、佐伯千奴・刑法講義（総論）一七七頁以下、飯田忠雄・刑法要説（総論）一一一頁以下参照。
- (2) 高等裁判所判例集二一巻五号六五六頁以下。

## 第六 結 語——主張の要的

昭和四一年八月以降、満五年にわたって北辺領土に関連する問題として漁業法令の適用が争われた一連のいわゆる北島丸事件も昨年四月の最高裁判所の判決によつて、一応終止符がうちられた。しかし、一審から上告審までの判決理由およびこれに対する学者の論説は、必ずしもすつきりとした理論的根拠を提出したものとはいえない。最高裁判所の説示した「国外犯説」も、いろいろの点で疑問があることは、これまでに述べてきたとおりである。

私は本論文で述べた主張を要約すれば、次のとおりである。

一、従来の大審院判例は、国の領域外の海面における漁業犯罪を、日本船舶内における犯罪として把え、国内犯と解したが、船舶外の海中に網を下ろし漁船によって曳く行為や、海中に網を張つてこれに魚類がかかる装置をする行為などが、船内行為であると主張するのは、牽強附会の見解であろう。元來、刑法一条二項の規定は、属地主義に基づくものと刑法学者により主張されているが、船舶の領土性が擬制であつて、海事国際法はこれを否定しているところである。一審、二審における検察官の主張にもかかわらず、裁判所が終始一貫してこれを否定してきたのは、ここにあつたと思われる。

二、船舶の領土性のファイクションの崩壊のあとの理論づけについて、裁判所は、あるいは構成要件理論をもつて、あるいは国外犯説を以て解決せんとした。学説もまたこの両者のいづれかに従うものであった。しかしこのような見解はいづれも正しくないであろう。この問題は、船舶の国籍制度と国家の法の支配との本質的結合の形成を認め、海事法の慣例を導入することによつて、正当な解決が得られるものと思われる。公海に関する条約は、確立された国際慣習の制定法化として右の海事法の慣例を採り入れ、旗国主義の法理を制定法的に確立した。このことは、船舶は旗国の法規制に従うとの原則の確立がなされたことであり、国家の領域外の海域にある船舶に旗国の国内法が有効に及ぶ根拠が一般的に、国際法によつて承認せられたことを意味するであろう。

旗国は、その船舶に対する一般的管理権を基礎にしてその所属船舶を旗国の法令の支配下に置く権能を有するが、それとともに、船舶内にあるすべての国内法違反者に対する裁判管轄権を有する。そして国の領域内に入った国内

法違反者をその刑罰主権の下に置く。

三、公海上における漁獵の自由は、漁船の旗国以外の国家からの漁獵の自由を意味する。公海上においても旗国の法的規制に従がわなければならないことは、右に述べた旗国主義の国内法的帰結である。それ故、公海上における漁獵に対する国内法的規制には、旗国主義と航行の自由とを侵害しないことという限界がある。したがって、公海上に海面を排他的に占有しなければ成り立たない漁業権を設定するための免許をすることは、いづれの国家もなし得ないと解きなければならない。また、公海を地域的に管轄し都道府県の法令の支配下に置かれるものと解されたいわゆる都道府県の「地先水面」は、国際法に違反する見解であるとともに、国内法的にも矛盾を含む見解でもある。

四、領海における漁業権の留保に関する各国の制度は一致していない。領海における外国人の漁業を禁止するかどうかは、全く沿岸国の政策によることがある。外国の領海内の漁獵についてその領海国である外国が取り締るとは限らないのである。したがって、国内法の立法または解釈にあたって、一般的に自国民の外国領海内の漁獵を國內法の規制外であるとする根拠に、外国の領海における外国の排他的漁業権の存在を以てすることは正しくない。外国の領海内での自国民の漁獵が、わが国の漁業秩序に影響を及ぼすものであるならば、これに可罰的違法性を認め、漁業法令による規制の対象とすべきことは、漁業政策の本旨からいって当然のことであるといわねばならない。

五、無許可漁業罪の保護法益は、水産動植物の採捕の適正を確保するために確立された漁業秩序であり、このような漁業秩序に対する侵害の危険に可罰的違法性の根拠を求めるのが、この罪である。したがって、この犯罪の構

成要件は、許可制をとる必要のある漁業について、無許可漁船を使用して漁獵することであり、漁獵場所がいづれであるかは要件ではない。もつとも、許可制をとる必要性がある漁業であるかどうかの実質的判断において、漁獵場所が考慮されることはあることはいうまでもないであろう。しかしその考慮は、その漁獵場所での漁業が、漁業法令の立法目的にそなう漁業政策により確立せられた漁業秩序に及ぼす影響の有無および程度についてである。そして、その影響の有無および程度についての判断にあたっては、漁業界の一般世論に耳をおこうてはならないである。

（昭和四七年一月九日）